

どんやつっていく。そしてまた、全体的に二十一世紀入り口で大きなブランドデザインがきちんと捕かれ、それに向かって歩み出す。そして、いわゆるグローバルスタンダード、こういった面から見ましても大変整合性のある諸改革が進む。こういった問題を抱えておりますので、私は、これは行政また立法を挙げて取り組んでいく重要な問題であると考え、日夜勉強しているわけでありますけれども、そういう点で、これから御質問させたいただきたいと思います。

分に及ぶこの外為法についてのすべてを網羅されたその条文等についての御質疑をしていただいておりますので、ほとんどもう言い尽しているという感じはいたします。

員会における質疑等についての会議録も取り寄せました。で読んでみまして、大方はもう委員の方の、また政府御当局の方々の御答弁もおおむね書きていると思いますので、私はそういう意味では同じこと繰り返すということはできませんので、大変懸念しい状況にありますけれども、私のこれまでの経験を生かした中でいろいろと教えていただこうと、こういうことでござりますので、よろしくお願いいたします。

早速本論に入らせていただきますがけれども、日本銀行の松下総裁は福岡における会議にお出ましになつておられて、大蔵大臣は今回のこの委員会等がありまして、せんたつてお帰りになつてゐるということをございますけれども、そういうことわつていろいろ御答弁をいただきたいと思いまして。

そこで、まず最初に、これは銀行局長それから山口理事に御答弁をお願いしたいと思います。御案内のとおり、昨年の十一月十一日に、橋本總理からいわゆる金融制度改革あるいは金融システムの抜本的な改革につきましてのゴーサインが出来まして、それからちょうど半年になるわけであります。

す。当時は、株式市場を見ましてもあるいはまた債券市場等を見ましても、言うなれば大変混乱したというか、そういう大きな改革に取り組むことに対するマークettの反応というものはまずは大変厳しく出たというように思います。

その点は、為替につきましては、先般のワシントンでのG7、このときに大蔵大臣が御出席になりましたけれども、その後で本年の最安値といふのを瞬間に記録しましたけれども、これは一時的というか瞬間的なものでありまして、おおむねやはり一番の混乱は、金融ある、ほ朱氏市場等を

たもののが決算を済むことになつたわけでござります。ただその後、各金融機関ともにリストラを相当思い切つて進め、またこの機会に不良債権もできるだけ償却をすべきものははしようという姿勢になりました、それで今期の決算予想も幾つかの銀行では思い切つて下方修正をして、その重荷から少しでも軽くなるような努力をしてまいつたわけでございます。

そういった努力もある程度の効果を見たと思いまますし、また不良債権全体の額を見ましても不良債権全体の額を見ましても不良債権も少しあります。

金融機関につきましてかなり思い切った再建築が打ち出されるということで、市場の中におきましてはいわゆる我が国の金融システムの問題につきまして、問題の処理が着実に進展しつつあるという見方が出てきたというふうに思います。これら二つのことが、最近における市場の変化の背景にあるのではないかと思つております。

○海野義孝君 どうもありがとうございました。

今この問題に関連しまして長野証券局長に、今野証券問題で大麥禱心痛と思ひますけれども、私

たるもの洗札を浴びることになつたわけでござります。

ただその後、各金融機関ともにリストラを相当思い切つて進め、またこの機会に不良債権もござるだけ償却をすべきのはしよう、という姿勢になりましたして、それで今期の決算予想も幾つかの銀行では思い切つて下方修正をして、その重荷から少しでも軽くなるような努力をしてまいつたわけでございます。

そういうった努力もある程度の効果を見たと思いますし、また不良債権全体の額を見ましても不良債権の総体として見ればかなり数字も減つてきてござるということもございまして、そうしたこと�이는いるといふこともございまして、少し市況あるいは市場の評価も上がつてきたといふことは、いまようか、ひとつのそういうった激しい批判がござります。

したがつて、そういうったものも今先生の御指摘になりました株式市場等の市場の評価に若干なりとも寄与しているのではないかといふふうに思つてござります。

○参考人(山口泰祐) 金融資本市場あるいは為替市場におきまして、最近雰囲気がかなり大きくなりつつあるといふことは、先生ただいまの御指摘のとおりだと存じます。

日銀の方から見ておりまして、そういう新しい動きが出てくるに至りました背景を二つほど申上げてみますと、第一は、やはり市場における景況感の変化ということではないかと思います。昨年末あるいはことしの初めごろにかけましては、日本経済の先行きにつきましてかなり悲観的といいますか弱気な見方が多うございましたけれども、足元で景気の回復を示す指標が着実にふえてきているということを踏まえまして、市場の景気を見る目というものがやはり上向きに修正されつゝあるというふうに言えるかと思います。これが第一点でございます。

第二点は、ただいま銀行局長がおつしやつたことの補足のことになるかと思いますけれども、

期末あるいは今年度に入りましたて幾つかの假説の金融機関につきましてかなり思い切った再建築が打ち出されるということで、市場の中におきましてはいわゆる我が国の金融システムの問題につきまして、問題の処理が着実に進展しつつあるとう見方が出てきましたといふに思います。

これら二つのことが、最近における市場の変化の背景にあるのではないかと思つております。

○海野義孝君 どうもありがとうございました。

今この問題に関連しまして長野証券局長に、今野村証券問題で大変御心痛と思いますけれども、私も証券界に身を置いた一人としまして大変さんまことにたえない問題が起つて、このように思ひます。一日も早く司直の手においてこれが解明され、そして兎町も前向きにひとつこのビッグバンに合わせてスタートしていただきたい、このようにも思ひます。局長、マーケットからやらんになつての最近の変化あるいは御所感をひとつお述べいただきたいと思います。

○政府委員(長野庭士君) 初めに、御指摘をちょうだいいたしました証券会社におきます不祥事の問題でございます。

野村証券問題につきましては、ただいま監視委員会において厳正なる調べが行われておると承知いたしておりますし、その結果、法令違反ありとして勸告がございましたら、私どもとして厳しく対応いたし、全体としての市場への信頼というものの回復に努めてまいりたいと考えております。

株式市場全体、そのような問題を抱えておりませんけれども、先ほど先生から御指摘いただきまして、本日の寄りつきは年初来の最高値で寄り付いておりまして、特に私どもは、株価の水準もさることながら、株式市場におきます商いが非常に活性化してきておる。五月に入りましたてから昨日までで一日平均の出来高が、記憶でござりますけれども五億三千であるかと存ります。これは、四月が四億四千、三月が三億台でございましたけれども、総じまして昨年後半の大変に商いが細つた時期から比べますと商いが大きくなつてしま

ておる。これは、売りの方も買いの方もいろいろな思惑で参加されますけれども、商いが全体としては太くなつてきておるというのが私どもとしては市場が正常化しておる一番のシグナルと考えております。

その中で、株価水準につきましても年初来の高値を更新するような状況になつております背景は、ただいま山口銀行局長から御説明がありました、一つには、金融システムの不安というものが証券市場に非常に重くのしかかってきておつた、これがさまざま御労苦の中で、まだ完璧とは言えないにせよその暗雲といふものが晴れつつあるという印象をかなり大勢の市場参加者の方が思つてきただいておる、これが一つあろうかと思います。もう一つは、山口理事からお話をございました、全体としての日本経済の先行きに対する景況感といふものが改まってきておる、これが二つ目には申し上げられるだらうと思います。その意味では、そういう全体としての株式市場を取り巻く環境が落ちつく中で今後とも市場が活性化していくことが望ましいと考えておりますけれども、同時に私どもいたしましては、従来型の景気がよくなる範囲で株式市場の活性化を期待するということにとどまらず、株式市場のもうろの改革を今後進めまして、市場そのものにもつと魅力を高めることによって活性化な資本市場というものを形成していきたいと考えております。この外為法の御審議に引き続き並行しながら、今証券資本市場の改革の具体案を証取審で御審議いただいておりますけれども、早く御成案をお取りまとめていただきまして、手のつくものから逐次実施に移したいと考えておるところでござります。

○海野義孝君 大変詳しく御説明いただきまして、ありがとうございました。
いずれにしましても、株式市場が出来高を伴つて、当然のことなんですねけれども、市況が堅調であるということはやはり経済の諸活動等、あるいはその先行きについて兜町のシグナルとしてはか

なり前向きのそういう点滅を始めたということでありまして、これはまことに御同慶になえないこと、ということです。

そこで、実は今の一連の御質問の最後のまとめ

は大蔵大臣に元気いっぱいにやつていただこうと思ひますけれども、その前に横原国金局長、もう一度、テレビ等でもじやんじやん報道されまして、私は忘れもしない、たしか大蔵委員会が決算委員会かどちらかですが、今月に入つての直近のそういったミーティングにおいてお話をありました。

過去十年間、我が国の為替は平均すると一年に二十三円と記憶していますけれども、そういう変動があるんだと。これはもつと三十円、四十円というような激しい変動のときもありますし、まあ十円ぐらいというときもありますけれども、平均すると二十三円ぐらいである。そういう意味で、この間のG7直後百一十七円真ん中ぐらいのところまで円安がありまして、私どもいささか心配しましたけれども、そうじつたことを踏まえて、國金局長からそういうお話を聞いた途端に、これまでおもつて口先介入と言ふのでしようか、我々一議員がわめいたところで何の効果もありませんけれども、さすがに國金局長が申されたことが直ちに世界を電波で飛び回るということで、たちどころに円安修正が起つたということです。

○参考人(山口義孝君) 長期金利、あるいはその背

景にあります債券市場の利回りの修正といいます

か若干の上昇につきましては、先ほど來御議論がござりますような日本経済の景況の判断につきま

す。市場は大体そろそろ落ちついてきたかなといふような感じで私ども見ております。

○海野義孝君 今おつしやつたようなことがまた

今まさに話題の人というような感じがいたしま

す。テレビ等でもじやんじやん報道されまして、

会かどちらかですが、今月に入つての直近のそ

ういったミーティングにおいてお話をありました。

過去十年間、我が国の為替は平均すると一年に

二十三円と記憶していますけれども、そういう

変動があるんだと。これはもつと三十円、四十円

というような激しい変動のときもありますし、ま

あ十円ぐらいというときもありますけれども、平

均すると二十三円ぐらいである。そういう意味

で、この間のG7直後百一十七円真ん中ぐらいの

ところまで円安がありまして、私どもいささか心

配しましたけれども、そうじつたことを踏まえて、

國金局長からそういうお話を聞いた途端に、これ

をもつて口先介入と言ふのでしようか、我々一議員がわめいたところで何の効果もありませんけれども、さすがに國金局長が申されたことが直ちに世界を電波で飛び回るということで、たちどころに円安修正が起つたということです。

八日の大蔵委員会でも大変御自信のあるよう

な、これは後でまたいろいろと御質問しますけれ

ども、御答弁がありました。いち早くピックバン

の中の先兵というか導火線となる新外為法に向

かっての中、これは國金局長が手がけられた法

案というかお仕事でありますけれども、そういう

中で何か御自分でまず先陣を切つて、為替の問

題については何かいいやというような勢いが出て

きたので、その辺についてちょっと、どういった

ことからこのところの大きな変化というか、至つ

たというあたりを少しあかりやすく御説明いただ

ければ思います。

○政府委員(柳原英資君) 為替の動き、当然株式

市場の動き、債券市場の動き同様経済のファンダ

メンタルズを反映して動くわけでございますけれ

ども、ここ一週間ほどの動きはワシントンのG7

の共同声明の強い合意が市場に次第に浸透してき

たことのあらわれだというふうに考えておりま

す。市場は大体そろそろ落ちついてきたかなとい

うような感じで私ども見ております。

○海野義孝君 今おつしやつたようなことがまた

今まさに話題の人といふような感じがいたしま

す。テレビ等でもじやんじやん報道されまして、

会かどちらかですが、今月に入つての直近のそ

ういったミーティングにおいてお話をありました。

過去十年間、我が国の為替は平均すると一年に

二十三円と記憶していますけれども、そういう

変動があるんだと。これはもつと三十円、四十円

というような激しい変動のときもありますし、ま

あ十円ぐらいというときもありますけれども、平

均すると二十三円ぐらいである。そういう意味

で、この間のG7直後百一十七円真ん中ぐらいの

ところまで円安がありまして、私どもいささか心

配しましたけれども、そうじつたことを踏まえて、

國金局長からそういうお話を聞いた途端に、これ

をもつて口先介入と言ふのでしようか、我々一議員がわめいたところで何の効果もありませんけれども、さすがに國金局長が申されたことが直ちに世界を電波で飛び回るということで、たちどころに円安修正が起つたということです。

八日の大蔵委員会でも大変御自信のあるよう

な、これは後でまたいろいろと御質問しますけれ

ども、御答弁がありました。いち早くピックバン

の中の先兵というか導火線となる新外為法に向

かっての中、これは國金局長が手がけられた法

案というかお仕事でありますけれども、そういう

中で何か御自分でまず先陣を切つて、為替の問

題については何かいいやというような勢いが出て

きたので、その辺についてちょっと、どういった

ことからこのところの大きな変化というか、至つ

たというあたりを少しあかりやすく御説明いただ

けば思います。

○参考人(山口義孝君) 長期金利、あるいはその背

景にあります債券市場の利回りの修正といいます

か若干の上昇につきましては、先ほど來御議論がござりますような日本経済の景況の判断につきま

す。市場は大体そろそろ落ちついてきたかなとい

うような感じで私ども見ております。

○海野義孝君 今おつしやつたようなことがまた

今まさに話題の人といふような感じがいたしま

す。テレビ等でもじやんじやん報道されまして、

会かどちらかですが、今月に入つての直近のそ

ういったミーティングにおいてお話をありました。

過去十年間、我が国の為替は平均すると一年に

二十三円と記憶していますけれども、そういう

変動があるんだと。これはもつと三十円、四十円

というような激しい変動のときもありますし、ま

あ十円ぐらいというときもありますけれども、平

均すると二十三円ぐらいである。そういう意味

で、この間のG7直後百一十七円真ん中ぐらいの

ところまで円安がありまして、私どもいささか心

配しましたけれども、そうじつたことを踏まえて、

國金局長からそういうお話を聞いた途端に、これ

をもつて口先介入と言ふのでしようか、我々一議員がわめいたところで何の効果もありませんけれども、さすがに國金局長が申されたことが直ちに世界を電波で飛び回るということで、たちどころに円安修正が起つたということです。

八日の大蔵委員会でも大変御自信のあるよう

な、これは後でまたいろいろと御質問しますけれ

ども、御答弁がありました。いち早くピックバン

の中の先兵というか導火線となる新外為法に向

かっての中、これは國金局長が手がけられた法

案というかお仕事でありますけれども、そういう

中で何か御自分でまず先陣を切つて、為替の問

題については何かいいやというような勢いが出て

きたので、その辺についてちょっと、どういった

ことからこのところの大きな変化というか、至つ

たというあたりを少しあかりやすく御説明いただ

けば思います。

○参考人(山口義孝君) 長期金利、あるいはその背

景にあります債券市場の利回りの修正といいます

か若干の上昇につきましては、先ほど來御議論がござりますような日本経済の景況の判断につきま

す。市場は大体そろそろ落ちついてきたかなとい

うような感じで私ども見ております。

○海野義孝君 今おつしやつたようなことがまた

今まさに話題の人といふような感じがいたしま

す。テレビ等でもじやんじやん報道されまして、

会かどちらかですが、今月に入つての直近のそ

ういったミーティングにおいてお話をありました。

過去十年間、我が国の為替は平均すると一年に

二十三円と記憶していますけれども、そういう

変動があるんだと。これはもつと三十円、四十円

というような激しい変動のときもありますし、ま

あ十円ぐらいというときもありますけれども、平

均すると二十三円ぐらいである。そういう意味

で、この間のG7直後百一十七円真ん中ぐらいの

ところまで円安がありまして、私どもいささか心

配しましたけれども、そうじつたことを踏まえて、

國金局長からそういうお話を聞いた途端に、これ

をもつて口先介入と言ふのでしようか、我々一議員がわめいたところで何の効果もありませんけれども、さすがに國金局長が申されたことが直ちに世界を電波で飛び回るということで、たちどころに円安修正が起つたということです。

八日の大蔵委員会でも大変御自信のあるよう

な、これは後でまたいろいろと御質問しますけれ

ども、御答弁がありました。いち早くピックバン

の中の先兵というか導火線となる新外為法に向

かっての中、これは國金局長が手がけられた法

案というかお仕事でありますけれども、そういう

中で何か御自分でまず先陣を切つて、為替の問

題については何かいいやというような勢いが出て

きたので、その辺についてちょっと、どういった

ことからこのところの大きな変化というか、至つ

たというあたりを少しあかりやすく御説明いただ

けば思います。

○参考人(山口義孝君) 長期金利、あるいはその背

景にあります債券市場の利回りの修正といいます

か若干の上昇につきましては、先ほど來御議論がござりますような日本経済の景況の判断につきま

す。市場は大体そろそろ落ちついてきたかなとい

うような感じで私ども見ております。

○海野義孝君 今おつしやつたようなことがまた

今まさに話題の人といふような感じがいたしま

す。テレビ等でもじやんじやん報道されまして、

会かどちらかですが、今月に入つての直近のそ

ういったミーティングにおいてお話をありました。

過去十年間、我が国の為替は平均すると一年に

二十三円と記憶していますけれども、そういう

変動があるんだと。これはもつと三十円、四十円

というような激しい変動のときもありますし、ま

あ十円ぐらいというときもありますけれども、平

均すると二十三円ぐらいである。そういう意味

で、この間のG7直後百一十七円真ん中ぐらいの

ところまで円安がありまして、私どもいささか心

配しましたけれども、そうじつたことを踏まえて、

國金局長からそういうお話を聞いた途端に、これ

をもつて口先介入と言ふのでしようか、我々一議員がわめいたところで何の効果もありませんけれども、さすがに國金局長が申されたことが直ちに世界を電波で飛び回るということで、たちどころに円安修正が起つたということです。

八日の大蔵委員会でも大変御自信のあるよう

な、これは後でまたいろいろと御質問しますけれ

ども、御答弁がありました。いち早くピックバン

の中の先兵というか導火線となる新外為法に向

かっての中、これは國金局長が手がけられた法

案というかお仕事でありますけれども、そういう

中で何か御自分でまず先陣を切つて、為替の問

題については何かいいやというような勢いが出て

きたので、その辺についてちょっと、どういった

ことからこのところの大きな変化というか、至つ

たというあたりを少しあかりやすく御説明いただ

けば思います。

○参考人(山口義孝君) 長期金利、あるいはその背

景にあります債券市場の利回りの修正といいます

か若干の上昇につきましては、先ほど來御議論がござりますような日本経済の景況の判断につきま

す。市場は大体そろそろ落ちついてきたかなとい

うような感じで私ども見ております。

○海野義孝君 今おつしやつたようなことがまた

今まさに話題の人といふような感じがいたしま

す。テレビ等でもじやんじやん報道されまして、

会かどちらかですが、今月に入つての直近のそ

ういったミーティングにおいてお話をありました。

過去十年間、我が国の為替は平均すると一年に

二十三円と記憶していますけれども、そういう

変動があるんだと。これはもつと三十円、四十円

というような激しい変動のときもありますし、ま

あ十円ぐらいというときもありますけれども、平

均すると二十三円ぐらいである。そういう意味

で、この間のG7直後百一十七円真ん中ぐらいの

ところまで円安がありまして、私どもいささか心

配しましたけれども、そうじつたことを踏まえて、

國金局長からそういうお話を聞いた途端に、これ

をもつて口先介入と言ふのでしようか、我々一議員がわめいたところで何の効果もありませんけれども、さすがに國金局長が申されたことが直ちに世界を電波で飛び回るということで、たちどころに円安修正が起つたということです。

八日の大蔵委員会でも大変御自信のあるよう

な、これは後でまたいろいろと御質問しますけれ

ども、御答弁がありました。いち早くピックバン

の中の先兵というか導火線となる新外為法に向

かっての中、これは國金局長が手がけられた法

案というかお仕事でありますけれども、そういう

中で何か御自分でまず先陣を切つて、為替の問

題については何かいいやというような勢いが出て

きたので、その辺についてちょっと、どういった

ことからこのところの大きな変化というか、至つ

たというあたりを少しあかりやすく御説明いただ

けば思います。

○参考人(山口義孝君) 長期金利、あるいはその背

景にあります債券市場の利回りの修正といいます

か若干の上昇につきましては、先ほど來御議論がござりますような日本経済の景況の判断につきま

<p

正が出て、確報が出るというような形で、一方で
はその辺が三つぐらいが絶えずダブリながら出て
いくというようなことですから、一番やはり効果
的というか、影響があるのは一番最初に出てくる
速報値というようなことを言われております。
いずれにしても、我が国場合は確かに長いバ
ブルのトンネルを抜け出すかのような状況に長い
間のやはり財政あるいは金融両面からの思い切つ
たそういう政策によりまして効果が今出始めてい
るやに私も思います。ただ、それは言つても、こ
のところを慎重に考えざるを得ないというのは、
やっぱり四月以降の統計数字というものの問題だ
らうと。当面はやっぱり四一六の数字というのが
問題だらうというふうに思うわけです。これはも
うここで改めて申すまでもないことでして、大變
なデフレ予算であり、またデフレギヤップ的なそ
ういういわゆるこのところの消費、ひいては投資
に影響するようななそいつた対応策がとられまし
て、これがこれから具体的な数字は出てくるとい
うこととござります。
そういう中で、仄聞するところによりますと、
四月のデータとして出ている中では、百貨店であ
るとかそれから自動車の販売状況であるとか、こ
ういったものは三月末までのそういう消費増税あ
るいは所得減税打ち切り、こういったことに絡ん
でかなり前倒しの分が出たということが言われて
おります。
もちろん、そういう悲観的な面だけでなく、
私のいました会社の研究所にきのうちょっとと聞い
てみましたら、そういった中で一方では今年度、
平成九年度の住宅投資というのは、昨年がまさに
開闢以来とというような大変な住宅着工でありまし
たけれども、それに比べてこととはさほど落ちな
い。

例えば、昨年が百七十万戸近い年度の住宅建設
でありましたけれども、こととはうまくいけば百
四十万後半から百五十万をうかがうようなところ
までいきそうだというような話がありました。(こ
の辺の、どうしてかというようなことをやってい

ると時間ありませんから申し上げませんけれども、そういう面から言うと住宅なんかは駆け込み的な面はあったかもわかりませんけれども、必ずしもそれだけの要因ではないというようなものもありますので、四月に今出てきた二つの統計だけ私がとやかく申し上げるということは、これははばかられることではありますけれども、最も早く出たそういう数字、これが今後いろいろ出てくる数字が果たしてどうかなと。鉱工業生産活動あるいは在庫状況等々に対してもうふうにあらわれてくるかななどいうことが気にかかりますので、そういう面でちょっとくどいようですがけれども、先行きについてどういうような展望というか御判断をお持ちか、山口理事にひとつ御説明いただきたいと思います。

○参考人(山口泰君) 国内景気につきましては、ただいま御指摘のとおり、新年度に入りまして消費税率引き上げ前の駆け込みの反動といいますか、そういう反動落ちの影響が自動車の売り上げでありますとか、百貨店の統計などにぼちぼち出始めているという状況と存じます。恐らく現在は財政面からの影響が比較的強くあらわれざるを得ない局面ではないかと思つておりますけれども、ならして考えますと、総合的に見まして日本銀行では現在も景気の緩やかな回復基調が続いておるというふうに考えております。

個人消費につきましては、基本的な背景は所得なり雇用なりがどういうふうにふえていくかということから存じますけれども、最近のその面での指標を見てみますとやはり緩やかな改善傾向がうかがえるところでございまして、それを踏まえますと将来消費が大きく冷え込んでいくという状況ではないよう思つております。

また、昨年あたりから設備投資の回復傾向というのがはつきりしてまいりました。これも全業種あるいは規模の大小を問わず回復しているというわけではございませんけれども、設備投資につきましては企業収益の堅調さということを背景にいたしまして着実な伸びが見込まれる状況かと存じ

ます。また、純輸出も引き続き増加傾向にあると
いうふうに考えております。
こういうことでございますから、当面景気の一
時的なスローダウンということはあり得ることか
と思っておりますけれども、民間需要が全体とい
たしまして、つまり消費、設備投資といったこと
を全体といたしまして緩やかではございますが、
しっかりと足取りを続ける可能性が高いのではないか
うふうに私ども考えておりまして、そういう意味
では景気は恐らく財政面からの影響を乗り越えて
回復傾向を持続してくれる可能性が高いのではないか
いかと思つております。
ただ、今も御指摘いただきましたとおり、まだ
新年度に入りましてからの指標なり材料なりとい
うのがほんのわずかしか出ておりませんので、こ
のあたりをきっちりと判断するためにはいま少しの
時間が必要でございまして、日銀といたしまして
も今後の消費者の行動あるいは企業の行動といつ
たことを十分見きわめながら判断してまいりた
い、かように思つております。
○海野義孝君　そういう意味でもいろいろな市況
性商品の動向というものが私はこれから差し当たつ
ては注目されるのではないか、こう思います。そ
ういう意味でも安定した為替の動き、あるいはま
た株式マーケットが、先ほど御指摘がありました
ように、年初来の高値圏にあるということであり
ますけれども、昨年の春ですか、住專国会が終わ
った六月の下旬に「一万一千六百円」という高値をつけ
てから、ことし一月初めの「一万七千円」間に割れと
いうところまで約五千五、六百円ぐらい下げた、
大変大きな調整だったわけですからけれども、あの昨
年の高値を奪還するような動きにこれからマーケ
ケットが行つてくれればなど。そうすれば、私は
今のお為の問題にしましても、あるいはビッグバ
ンのいろいろな作業にしましても大変やりやすくな
進められるのではないかというふうに思つてある
わけでございます。
そこで、この辺でひとつ大蔵大臣に御答弁をお
願いしたいと思います。為替の問題につきまして

も大変御心配されておりましたけれども、ここへ来て大変落ちついた、ある程度の円安修正が進んだということをございまして、そういう面で安堵されているかと思ひますけれども、安定が望ましいということをかねてより主張されているわけでござります。意地悪な質問をあえてさせていただくなれば、今回この円安修正がなぜ起つたかと云ふことにつきましては、先般のG7におきましていろいろなことがあつたやに思ひますけれども、その辺でお差し支えのない範囲でそういったことを踏まえて、現在の為替の状況といったことについて大蔵大臣の御所感をひとつまず簡潔に御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(三塚博君)　これはG7、七カ国蔵相会議、トップのサミット首脳会議の意を受けるということもさることであります。久保先生には私の前任者として怒濤の中での大変御苦労をいたしましたわけですが、それなども引き継ぎの際にお聞きをしながら、今後の対応、大変な時期ではあるが頑張れという御激励などもちようだいをいたしました。

実際、G7、蔵相会議というのは世界経済のキーメンバーによる分析と討議なんですね。やはりインフレなき持続的な成長を目指すことがG7構成国だけではなく途上国も含め、最貧国も含め、生活の安定、経済の伸展、こういうものに深く影響をするものでござりますから、国益も極めて重要であります。国家である限り国益を大事にしながら、議論をするのは当然でありますけれども、G7はやはり世界経済の動向、今後の展望というものについてお互いがキーカントリーとして、また大臣として責任を持ちながらそこで分析、討議する、こういうことでござります。

ベルリンのG7討議も騒然たる中でスタートを切るわけであります。意味は我が国の政治経済状況という意味であります。失速感近かな、かといふような危機的な状況とあえて申し上げさせていただきます。そういう中で討議が行われ、

我が国の基本方針を誠心誠意申し上げることにより、諸改革の断行が確実に経済の安定成長につながるという確信で取り組んでおるという旨申し上げ、理解を求めたところであります。

適時適切な対応という言葉で終わるわけありますが、今回のワシントンG7におきましても、実は内部はオフレコだという申し合わせがありますから、一々だれがどう言ったかは御勘弁をいたたくとして、大変真剣な議論が行われました。もちろん国益あり、ヨーロッパ勢はさらにユーロ統一通貨に向けての至難な中におけるリーダーシップを發揮しなければならぬ各位でござりますから、対アメリカ、対日本という意味で議論が行われてまいります。

我が国は、やはりインフレなき持続的安定成長を基本に据えながら適切なレートが望ましい。適切なレートというのはそれぞれ数字を挙げてだれも申し上げません、漠とした適切であります。それは経済の基礎的条件がすべての要素を反映して市場、マーケットが決めることでありますから、そういうことで適切なということになりますが、しかしこれ以上の激しいぶれは、行き過ぎはやはりお互いの協調をしていかなければならないのではないかということで、適切に対応をしていく。ベルリンのトーンよりも、こつちは共同声明でござりますから、ベルリンは申し合わせでございましたが、直後は全然そのことが市場に反映しませんことについては、G7の持つ性格、発表者が一人に絞つてやるわけございますから、それ以上のこととは、あとは市場の反応、こういうことでありましたが、それぞれの国の大蔵大臣の接触の中で話を聞いてみると、これは強いメッセージだなどいうようなことで漫透したことだけは間違いないと思つております。

行き過ぎは適時適切に対応する、こういうことでござましたが、直後は全然そのことが市場に反映しませんことについては、G7の持つ性格、発表者が一人に絞つてやるわけございますから、それ以上のこととは、あとは市場の反応、こういうことでありましたが、それぞれの国の大蔵大臣の接觸の中で話を聞いてみると、これは強いメッセージだなどいうようなことで漫透したことだけは間違いないと思つております。

支援というか、どのようにさらに手を打つていかれるのか。

私は、決して今おやりになつた青写真だけでは、終つたとは到底思えないので、その辺はいかがでござりますか。銀行局長お願いします。

かという御指摘だったと思うのでござります。
さきの国会でも御審議いただきました金融三法
は、破綻した場合のいろいろなルールあるいはこ
れからの破綻に対する備えというようなものを明
確にしていただきたいわけでございます。一方で、
政府に、預金者の皆様に不安を与えないためのい
ろいろな手段もお与えいただきました。そうした
破綻処理についてのルールといいましょうか、考
え方というのは次第に整備されつつあると思うわ
けでございます。

この日債銀の問題は破綻ではございませんで、日債銀は非常に市場性資金に頼つておるという構造的な問題もございまして、非常に市場の厳しい圧迫を受けたわけでございます。このままいくと万一のことが起きてしまう可能性も否定できないということで、これがまた、先ほど御指摘のありました、国際的にもかなり大きな問題になりかねないということで、金融不安を招来してはならぬいいということでの、まず思い切った自助努力を前提としたいろいろな支援というものでございまして、

こういつた破綻に至らない場合での対応として、ことにつきましては、各國ともいろいろある意味では個々の対応をし、またいろいろ悩みつつ対応しているわけでございます。それは預金者保護としていう面と金融における信用秩序の維持と、二つの大きな目標があるわけでございます。特に後者とりましては、国際的なつながりが広まっている今日、やはり政府も中央銀行も真剣に考えていか

なければいけない。

アメリカにおきましても、先生よく御存じのよ

うに、コンチネンタル・イリノイ銀行の難済問題
というのがあつたわけでござります。それから、
フランスにおきましてはクレディ・リヨネの問題
もございました。これらもみんな未然に、あるい
は事前に思い切った自助努力をさせながらできる
だけの協力をしていくという形で切り抜けておる
わけでございます。

わせてやつていかざるを得ないということでござりますが、先生がおつしやいましたように、こうした国際的な活動をやっている銀行も含めまして、あらゆる銀行がこれから自助努力をもつて自分の銀行の健全性を確保していくということが基本だと思うわけでございます。

ました早期是正措置、これを来年の四月から施行させていただきます。これは自己査定、それ以外に外部監査、それに検査でのチェックということです。なるべく早目に、しかも思い切って自助努力をさせると、これは破綻の未然防止でもありますし、万一の破綻の場合のルール化でもございます。非常に大きくて物事をとらえますと、社会的なコスト、破綻に伴うコストを最小限にするための努力であります。

つまり、銀行等が破綻をどんどんしてしまってはならないのです。

いう状況は、だれかに負担をかけるわけでござります。それは預金者にかける場合もあります。イオフの場合は預金者にかなりしょってもらうことがあります。ということになりますし、ペイオフをやらずに赤字を全額補てんするとなると、保険料という形で負担することになります。つまり、社会的なコストの増大につながるわけでございます。これは先生の御指摘の、預金者に不安を与える与えないという問題も含めまして、そういった社会的なコストをミニマムにしていくことが一番大切なことだらうと思つわけでござります。そのためにも、早期化を是正措置という措置でもつて早目早目に健全化を

を維持するよう努めてもうどうということです。今後やつてまいりたいというふうに基本的には考

○海野景季君 大変ありがとうございました。
私は、そういう経営再建といいますか、先ほど
の私の持ち出した例がちょっと違うかとも思いま
すけれども、しかし私は何も日債銀が経営破綻し
ているということを言っているわけじゃありません
。ただ、せつからくそういうルールができたとい
う中で、要するに今回の日債銀のそういう経営の

健全化に向かつての対応として八百億円・日銀からそういう不安定化基金をお出しになつたといふことです。これは、先ほどおっしゃつたような、日本銀行はまさに最後の銀行といいますか最後の出し手ということでもありますから、いろいろな面で確かに日本銀行のそいつた業務の目的の中の物価の安定、いわゆる信用秩序と一環で、日本銀行とともに今回取り組まれたといふことについては、これは私は多とするわけであります。

ただ問題は、直近の数字を見ておりませんが、わかりませんけれども、今回の日本債券信用銀行の問題はきのう始まつた問題でなくて、マーケットにおけるやはり利付債の利回りといふ問題からもう始まつていています。今回、一応経営再建ということに取り組んでおられますけれども、前向きに、じや日本債券信用銀行が新しいそういう幾つかの柱によつていわゆる金融機関の大手として再び収益をどんどん上げていくような銀行になるかどうかという面で、例えば先月二十五日にたしか調印されたんですか、バンカー

ス・トラストとの問題題でもあります。
どうもあの内容を見ておりましても、あれはセキエリタイゼーションというよなことで日本にない、そういうた向こうの持つてゐるノウハウと
いうものを、やはり日債銀はこういったものを今後活用していくということであります。あの中身を見ておりますと、いわゆる日債銀の海外の業務について、これをバンカース・トラストに委託

していいこと」とありますけれども、そういう

う償機のセキユリタイセーションあるいは不動産の活性化等による問題について国内のものま

でもやるといふことは、あの中ではどうもはつきりしていいんですね。

私は、そういう面から言うと、どうも今回のバンカース・トラストというのには一体どこまで我が國のそういう金融機関に対してサポートするかということがいま一つわからないと。そういうたことも含めまして、日債銀のあと興銀、長銀に

比べてこのところの市中の利子の肴回りとしては、相変わらず回復しないという感じに私は思っているんですが、株価は多少戻しましたけれども、その辺のところはどのようにお受けとめしていらっしゃるか、簡単にひとつお願ひします。

○政府委員(山口公生君) 日債銀の金融債等における利回りの問題といふものの背景、一番大きかったのは恐らく関連ノンバンクの処理が進んでいたかたたということだろうと思います。それが、今回、一応済むということで、その点については、一つ異なつなりム式されるべきではないかと思

その概念がかなりもよおされてはいたし大いに見事な
ます。

それから、バンカースとの関係につきましては、
詳しくは私ども承知しておりませんが、バンカース
の持つておりますそういう金融技術が、また日
本における、得意としているそういうした債権や
不動産の関係での技術とのマリーーが起きますと、

それがかなりプラスになるんではないかと推測はいたしております。

そういうことで、まず財務体質をよくし、「これからいろいろな努力でもつて切り抜けていく」ということだろうと思います。そういうことは期待できるというふうに思っております。

○海野義幸君　どうもありがとうございました。

もう一つだけ銀行局長にちょっと簡単にお答えをいただきたいんですが、何か最近の新聞報道等によりますと、いわゆる金融機関の自己査定ということを、それぞれ来年四月の早期是正措置といったことに絡んで、自己資本比率というか財務

内容を「」でさらに健全化していく上で、

るというよくなお話が一点。

まずはその内容をここで一回見直すということをおやりになつてゐるよう聞いておりますけれども、現実に各行でそういうことをおやりになつてゐるかといふことが一点。

もう一つは、自己査定をやってみたらどうも不良債権というのが思ったより多いというようなことが言われているんですけども、この辺についで何か確定たるそういうものの局長はお持ちになつていらっしゃるかどうか、簡単にひとつお聞

○政府委員(山口公生君) 早期是正措置は来年の四月からでござりますので、各行におきましてはその前提となります自己査定のためのいろいろなシステム等を検討し、また自分のところでの検

証も始めているところが多いと聞いております。ただ、それによって不良債権等が急にふえたという話はまだ私の方には入っておりません。

で恩縮ですけれども、日産生命の問題であります。これは、大蔵大臣の方から業務停止命令をお出しになつた。万々やむを得ないということで、そういう対応をおとりになつたということだと思います。

三十一社ぐらいあるかと思いますが、中型のところ、十六位ぐらいのところの総資産だというふうに聞いておりますけれども、これにつきまして、

福田保険部長にお聞きしたいと思うんです。

私はほとんど信用はしませんけれども、いろいろなことを書き立てる。例えば、「二千億円」というような債務超過というのが実は、「一千億円」であれば例の保護基金の関係といいますか、銀行で言う預金保険機構のあいつたものの額で何とか眺えるわけですから、どうも聞くところによりますと、これがこのところ大分さらにふえてきていい

億円を契約者保護基金との関係で処理できるかど

うか、そして引き受ける契約の逆ぎやをどう処理できるかと、いろいろなことが問題でございまして、そういうことにつきまして現在保険管理人が処理スキームの策定を行っております。やはり計

数を見た上で、ということにならうかと存じます。
今後、契約者保護基金の発動に向けての支援の要請あるいは関係業界への支援要請も行われると聞いておりまして、当局としましては、現段階で処理スケームがどうなるか確たる見通しを申し上げることにござります。

おこなうことは差し控えたいと存じますか。いすれば、ましても、可能な限り契約者の保護が図られるよう、当局の方でも努力をしたいと存じております。

どうかといふことになりますが、金融環境がこのようなまま、ごく超低金利の状況が長期的に続くとなりますと、やはり過去に引き受けました高利回りの商品の逆ざやの負担がずっと残るわけでござります。

ざいますが、金融環境がどうなるかということをござりますし、それから今後、契約の解約とかあるいは他社への移しがえとかいろんなことが出てまいりますので、この逆さやが最終的にどうなる

かということにつきましてはちょっと現段階では申し上げられないところでございます。
それから、ほかの社のことでございますが、この点につきましても、これまで申し上げております

すように、日産生命が破綻した理由は、大きく申し上げますと、バブル期に高利回りの商品を他社に比べて異常なほど大量に売った、それが構造的な原因でございますし、そして特にこの直近一年

同業他社はリスク資産を極力減らすような運用をしておりましたのに対しまして、日産生命は株式の含み益をねらって、いわばこれを非常に積極的に行って、すべてこれが逆目に出来てしまつたということがござります。

そういう意味で、実質債務超過ということです。ざいますが、他社につきまして、この日産生命と同様に経営内容が悪化しているところはないとい

うふうに考えております

○海野義孝君　あえて申
今の大変納得の
す。いずれにしましても
だ大変だと思いますので

取り組みをしていただき
申し上げたいと思います。

次に、外為法問題につ
きます。この間、ある新聞
金局長がお出になつてい
ます。

た、比較的最近のことな
しやつていたのは、最近
の進出について八件とか
だら、これは国金局長で
らいというようなのも出

相次いで我が國に進出し
ういうことが出ておりま
でそんなことをお述べに
も、これはやつぱり私、

ようなことに向かって早
まっているかなとどうと
も、ちょっとその辺のと
だきたい。

○政府委員(柳原英資君)
なつてはいるがといふこと
ざいませんけれども、そ
か四週間前だつたと思ひ

どものところに海外の企
駐在員事務所を新たに設
立されました。

系の攻勢というか、ビルゲットにして我が國への攻勢といふように受けとまつて、この点につきまして、

が国におけるマーケティングの事というものが、我が国にいい勝手が悪いということ

低迷というようなことがマークетにも反映してしまっても我が国にそういった拠点を置いていた外資系の金融機関、証券会社等が本国へ帰るとか、あるいは東南アジアの方へ、例えばシンガポールとかそういうふたところへ、日本に置いていた、東京にあった拠点を移しかえたとかいうようなことがあるんですが、この辺について、これは長野局長ですかね、お願ひします。

○政府委員(長野底士君) 証券会社サイドで申し上げますと、いわゆるバブルの絶頂期にかけまして、バブルの勢いを当てにしました証券業の展開というものが、外資系の証券会社においても非常に進出が急でございました。その後、バブルの崩壊と並行いたしまして、御指摘のとおり、形としては日本に支店を残しておりますヘッドオフィスセンターとしての機能を香港あるいはシンガポールに移していく、それから現実に日本に置いております現地法人あるいは支店というものを撤退するという動きがしばらく、平成六、七、八年にかけてございました。

八年から九年にかけて、その流れがやや変わってきたように感じておりますて、少なくとも外国証券会社の日本における法人あるいは支店の職員数をふやす、あるいはヘッドオフィスセンターとの機能を香港から東京へ持つてくる、あるいは新たな支店設置、あるいは現地法人の進出ということでございまして、それが見方はいろいろござりますけれども、やはり東京市場が魅力的ななる動き出しをしておるということで先手を打ちたいという考え方があるようでございまして、そのこと自体は、脅威を感じられる方もいらっしゃいますけれども、市場を管理する立場からいえば、市場の魅力を世界にアピールしつつあるというふうに受けとめていいのではないかと私自身は考えます。

そういう話を聞くわけです。再び日本へ戻りつあるとか、先ほどおっしゃったように日本の拠点を強化するとか、こういう動きがあるというふうに聞くんです。

そういった点で銀行局長にお聞きしたいんです
が、我が國から対外的な攻勢というのは始まつて
いるんですか。いわゆる外為の自由化とかそう
いったことに絡んで、我が国の金融機関の対外的
な外国へのそういう対応というのは。海外からは
日本に対してそういうことがいち早く始まつてい
ますけれども、日本のそういう問題はどうなんで
しょうか。質問がちょっととこれは、ピント外れかも
わかりませんが、私は同じようなことが起こるは
ずだと思ってお聞きしたのですけれども、その辺
はいかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 正確な情報あるいは
データをもってお示しはできないのでござります
が、我が國の邦銀を押しなべて見ますと、バブル
崩壊後の不良債権処理にかなり精力をつき込んで
ござるを得なかつたという状況にございまして、
海外の市場に我が國の邦銀がかつてのように大き
くどんどん進出していくというような状況ではな
く、どうも思ひません。

○政府委員(猪原英賀君) 若干つけ加えさせてい
ただきますと、今我が國の銀行の海外進出とい
うのは、御承知のように欧米諸国に比べて非常に多
いんでございますね。例えば、ニューヨークに支
店を出している日本の銀行というのは六十以上あ
るとか、香港に出しているところは七十以上ある
とかいうことで、非常に大きな銀行だけではなく
て、横並びで支店を出すということが大変多かつ
たということをございますので、若干今それを整
理する、みずから強いところに特化するとい
うような動きがございまして、国際業務から撤退す
る銀行というようなことが最近見られておるところ
でございまして、これはそのことと自体私どもも悪
いことだとは思つておりません。

全部横並びで同じようなことをやらなきゃいけ
ないということではなくて、今後の金融システム

改革の一つのポイントというのは、やはりそれぞれが自分の強いところ、そういうところを重点的にやっていくということであろうと思っております。

○海野義孝君 よくわかるんですけれども、どうもこのところ不幸にして大和銀行であるとか日債銀があるとか、我が国のいわゆるピッグ、定位位置に入っているようなところが海外業務から撤退するというのは、どうもピッグバンのあれからいろいろと逆行しているというような、我が国の置かれている現在の立場というのを物語っているよう思っています。残念でしようがないと思うんです。

しかし、そうした中で、先般も参考人の方で銀行と商社と証券の方がお見えになつていろいろとここで質疑がありました。私がいろいろ調べたところでは、商社の海外への子会社方式で銀行があるという話を聞いているんですけど、この辺については具体的にどういった子会社方式といふか、子会社で金融機関があるというのは、どのくらいその辺掌握なさつているか。わからないといふか、ないならないでいいんですが、ちょっと清新で読んで読んで私は気になったのですから、その辺のところはいかがでしようか。

○政府委員(柳原英資君) ちょっと手元に正確な資料がございませんけれども、私の理解でおるところですと、商社が持つているのはいわゆるノンバンク、ファイナンスカンパニーというものではないかというふうに思つております。商社が向こうでいわゆる銀行を所有しているというケースについては、私はないと思つておりますけれども、申しわけございません、後で精査してまたお答えをいたしたいと思います。

○海野義孝君 ありがとうございました。

あわせてお聞きしますけれども、いわゆる持株会社、純粹持株会社というのが国でも早晩実現すると思いますけれども、そういうふうになつた場合は、この間も私はここで御質問して相原局長からも笑われましたけれども、我が国のいわゆるジャパン・プレミアムが何%、ボツーとか

ボツ」とかあるという中で、日本の銀行でない流企業はニューヨークにも上場しているし、そういったところはむしろ銀行業を認可したらどうかということを申し上げたら、何か笑い話みたいでしたけれども。私は、これからはそういうことをはあり得ると思うんです。

そういうことで、さつき子会社という形で向こうにあるかということをお聞きしましたけれども、今後そういう持ち株会社的になつていった場合に、我が国の場合いわゆる財閥的なそういうものがかなり系列がはつきりしておりますからどうかと思いますが、こういう面でそういう持ち株会社の子会社が海外で銀行業務をやるとか証券業務をやるとか、そういうふうなことが出てくるんじゃないかなと思いますけれども、この辺について銀行局長、それから国金局長、可能性としてはいかがでしょうか。

○政府委員(猪原英資者) まず外為法の関係について申し上げます。持ち株会社の関係は銀行局長が答えてくれると思いますけれども、外為法の関係で言いますと、今回の外為法改正で直接投資に関する許可・事前届け出制度が全部事後報告になりますので、日本の非金融機関・商社なりメーカーが外国で金融機関を買収することは可能になるということです。

○政府委員(山口公生君) 持ち株会社の議論につきましては、基本法であります独禁法の改正問題が今御審議をされている最中でございますが、私どもの方の金融持ち株という点につきましては、今後早急に検討を進めてまいりたいと思っております。

そこで一つ問題になりますのは、いわゆる金融と商業の分離といいましょうか、あるいは商業という言葉はちょっと語弊があるかもしれませんのが、金融とその他の業態との分離をいかに図るかという問題が一つ難しい問題としてあるわけでござります。つまり、ヨーロッパのようにユニバーサルバンクというものを広くとりますと、銀行はそれでもやつていいということになるわけですね。

持株会社にあらゆる種類の業態を並べていいと
いう議論も、それは理論的にはあるわけござい
ます。ただ、アメリカ等では金融と商業の分離と
いうのをある程度行つておるわけです。

特に、銀行持株会社法ということで、銀行等
を持つている持株会社はいわゆるその他の商業
といふものをやらない形になつておるわけでござ
います。我が国の法制においてそれをどうするか
という問題があるわけでございまして、そういつ
た問題の議論の帰趨を踏まえて、それで判断をし
ていくかということにならうかと思うわけでござ
います。

○海野義孝君 大変含みのある御発言で、やれる

んじやないかといつよりも、日本は規制緩和とい
うことですが今一番問題になつておりますと、先般も

ある総合研究所の理事長だつたが会長が来て私ど
も質問しましたけれども、そういう規制緩和とい
うことがこれからビッグバンの中で一つの大き
な柱だということで、外為法を完全に自由化され
る、貿易管理法が貿易法に変わる、大変すばらし
いことだと思うんですけれども、どうもフロント
ランナーは勇ましいんだけれども後ろを見たらだ
れもついてこない、がたがたしているといつよう
なことは、これは自爆行為みたいなものになり
ますから、その辺のところをひとつきつとやつ
ていかなくちやいげない、そういうふうに思つん
です。

そこで次に、国金局長はこの間、いわゆる個人

の一千万円の金は心配ない、海外に逃げてい
きませんよとおっしゃついていた。果たしてそつか
なといふことをお聞きしたいんです。長野局長に
お聞きしたいんですが、我が國にある外資系証券
が我が國にない金融商品を国内で販売したりして
おりまますね。国内の証券会社には認めていないけ
れども、といふものがあらうかと思うんです。それ
から、もしなければ、それをこれからビッグバ
ンの中できちんともう視野に入つて今準備中であ
るか。

特に、銀行持株会社法ということで、銀行等
を持つている持株会社はいわゆるその他の商業
といふものをやらない形になつておるわけでござ
います。我が国の法制においてそれをどうするか
という問題があるわけでございまして、そういつ
た問題の議論の帰趨を踏まえて、それで判断をし
ていくかということにならうかと思うわけでござ
います。

○海野義孝君 大変含みのある御発言で、やれる

んじやないかといつよりも、日本は規制緩和とい
うことですが今一番問題になつておりますと、先般も

ある総合研究所の理事長だつたが会長が来て私ど
も質問しましたけれども、そういう規制緩和とい
うことがこれからビッグバンの中で一つの大き
な柱だということで、外為法を完全に自由化され
る、貿易管理法が貿易法に変わる、大変すばらし
いことだと思うんですけれども、どうもフロント
ランナーは勇ましいんだけれども後ろを見たらだ
れもついてこない、がたがたしているといつよう
なことは、これは自爆行為みたいなものになり
ますから、その辺のところをひとつきつとやつ
ていかなくちやいげない、そういうふうに思つん
です。

そこで次に、国金局長はこの間、いわゆる個人

の一千万円の金は心配ない、海外に逃げてい
きませんよとおっしゃついていた。果たしてそつか
なといふことをお聞きしたいんです。長野局長に
お聞きしたいんですが、我が國にある外資系証券
が我が國にない金融商品を国内で販売したりして
おりまますね。国内の証券会社には認めていないけ
れども、といふものがあらうかと思うんです。それ
から、もしなければ、それをこれからビッグバ
ンの中できちんともう視野に入つて今準備中であ
るか。

例えば、ラップアカウントの問題が一つです。
それから、MMFなんかは、要するにこれはメリ
ルが大変ビッグな企業ですけれども、これは我が
国でそういう外資系証券の商品を国内で売つて
いるはずなんです。これは為替の問題はあります
けれども、国内のMMFに比べてかなりパフォー
マンスが違うと思うんですね。そういう意味で、
その点をまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(長野庵士君) 外国の証券会社が日本
で取り扱う商品が日本の国内のものより範囲が広
いではないかという問題につきまして、御指摘の
とおり二つ考えてみたいと存りますが、一つは、
例えば企業が社債を発行いたします。その社債と
外國におきます社債というのは範囲が違うという手
とこと。具体的に申しますと、例えば永久債という
ものは外國では発行が可能でございますけれど
も、日本の商法上は永久に債務を負う債券という
のは社債であるかどうかというのがござりますの
で、外國の会社の社債は日本に持ち込まれて永久
債が日本で扱われる、しかし日本企業で永久債を
発行する者はいないからそういうものが日本で
は扱われていないというケースがございます。

これらの問題につきましては、商法に関連する
領域でござりますので法務省当局とも御相談しな
がら、そういうふうに思つておられるかといふう
なことは、これは自爆行為みたいなものになり
ますから、その辺のところをひとつきつとやつ
ていかなくちやいげない、そういうふうに思つん
です。

そこで次に、国金局長はこの間、いわゆる個人
の一千万円の金は心配ない、海外に逃げてい
きませんよとおっしゃついていた。果たしてそつか
なといふことをお聞きしたいんです。長野局長に
お聞きしたいんですが、我が國にある外資系証券
が我が國にない金融商品を国内で販売したりして
おりまますね。国内の証券会社には認めていないけ
れども、といふものがあらうかと思うんです。それ
から、もしなければ、それをこれからビッグバ
ンの中できちんともう視野に入つて今準備中であ
るか。

それからもう一つ、証券会社固有の商品設計と
いたしまして、御指摘をちょうだいたしました
MMFとかラップとかいうような商品でございま
す。これらにつきましては、いわば若干の金融機
能を加味したような証券総合口座と申しますが、
そういう証券総合口座といふものがMMFを

ベースに諸外国では生まれておりますけれども、
これが今、日本ではその道がない。

あるいは、これも御指摘いただきましたけれど
も、あります。今まで東京で行われていた金融取
引がロンドンで行われれば、これは金融取引が流

も、ラップアカウントといった形の資産運用、ラッ
プアカウントと申しますのは、先生はお詳しいわ
けでござりますけれども、一件一件の株式の売買
ではなく蓄積された資産の残高に応じて証券会社
が手数料をいただく、したがつて個人の資産があ
るはずなんです。これは為替の問題はあります
けれども、国内のMMFに比べてかなりパフォー
マンスが違うと思うんですね。そういう意味で、
その点をまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(長野庵士君) 外国の証券会社が日本
で取り扱う商品が日本の国内のものより範囲が広
いのではないかという問題につきまして、御指摘の
とおり二つ考えてみたいと存りますが、一つは、
例えば企業が社債を発行いたします。その社債と
外國におきます社債というのは範囲が違うという手
とこと。具体的に申しますと、例えば永久債という
ものは外國では発行が可能でございますけれど
も、日本の商法上は永久に債務を負う債券という
のは社債であるかどうかというのがござりますの
で、外國の会社の社債は日本に持ち込まれて永久
債が日本で扱われる、しかし日本企業で永久債を
発行する者はいないからそういうものが日本で
は扱われていないというケースがございます。

これらにつきましては、当然のことながら、現
在証券取引審議会におきまして、魅力ある投資商
用と日本で許される資産運用といふのは違うとい
ふうものが、日本は証券会社が扱うという側面で
もそうでございますし、日本の投資家の側から見
ましても、アメリカその他の国で許される資産運
用といふものが日本で許される資産運用といふのは違うとい
ふうでございます。

これらにつきましては、当然のことながら、現
在証券取引審議会におきまして、魅力ある投資商
用と日本で許される資産運用といふのは違うとい
ふうでございます。

○政府委員(神原英資君) 若干これは一般論でござ
りますけれども、今までの資本流出のその議論
の中で、これは私の答弁も含めて若干混乱がござ
いましたので、ちょっと整理をさせていただきます
と問題が三つ、三段階あるといふうに考えて
おるんです。

一つは資本の流出といふことでございまして、
日本からの資本の流出といふのは、経常収支の黒字
がある限りはネットでの資本の流出は続くとい
ふことでござりますので、これは経常収支の黒字
があればネットの資本は流出せざるを得ないとい
ふことで、そのネットの資本の流出が直ちに大き
く変わることではないといふのが一点でござ
ります。

ただ、金融取引がどこで行われるかといふこと
がありまして、今まで東京で行われていた金融取
引がロンドンで行われれば、これは金融取引が流

り出したこと。日本から外へのお金の流れが変わら
ないにしてもそういうことが一つあると。ですから、
東京ビッグバンの一つの目的は、金融取引が流出
しないように東京市場を活性化させようと。これ
が第二段階目の問題だと思います。

最後の問題は、これは今の先生の質問とも関係
があると思うんですけれども、東京で金融取引が
行われたとしても、これが日本系の金融機関によつて行
われるのかという、この三番目の問題があるわけ
がございまして、この三番目の問題が恐らく今後
大きな一つのポイントになつてくるんだろうと。

これは、まさに競争ということを通じて外資系
あるいは日本系の金融機関がどういうサービスを
投資家なり消費者に提供できるか、それと国内の
規制との関係はどうか、こういうことになつてく
ると思います。そういうふうに三つの段階で、資
本流出、金融取引の流出、金融取引が外資系によつ
て行われるか日本系によつて行われるか、そういう
ふうに整理してみると割にすつき問題が整理
できるんではないかと、そういうふうに思つてお
ります。

○海野義孝君 その辺のところを明確にお聞きし
たかったわけなんで、それを聞いたからきょうの
質問はもういいぐらいですけれども、そもそもいき
ませんのであと少し御質問します。

そこで、今後外為が完全にフリーになりますと、
向こうからどんどん入つてくる。いわゆる水際で
の今までのシャットアウトというような部分が、
順次自由化していくといえども、今回百八十度
変わっちゃうわけではないんですけど、お互
いにフリーにやれるようになつていくといふこと
を考えますと、この間国金局長がおっしゃつた為
替の変動とリスクと、それから彼我の金利差とい
うものはほんちやうらになつちやうし、大変リスク
を伴うものだからそなう簡単には日本からは出てい
きませんよといふ話がありました。

例えば、こういうことはどうなんですか。今ア
メリカではラップアカウントは、たしかスマス・

バー二ーが断トツの実績を持つてゐると思いますが、千数百億ドルぐらいで年々伸びておる。あれは株式系、それから債券系、まあ株式系の方がリスクがあつて、手数料というか管理料は多いようですが、それでも、そういったものがある。

これが日本この人の個人としても何にしても、完全の届け出ということは今後、これはまた後で薄井局長にお聞きしますけれども、いろいろなその捕捉の問題があるとしても、海外において外貨建ての預金口座をつくり、それで相互に決済し合うとかいろいろな問題ができるようになってしまいますと、ラップアカウントが日本よりも向こうの方がはるかにパフォーマンスがいいというようなことになると、日本の一千三百兆円の個人の金融資産の中には十億円以上の資産を持っているような人は何万といふのはずです。こういった人たちが外貨でもつて向こうでラップアカウントをやつたりあるいはデリバティブの取引をやつたりとかいろいろやつちやうと、これは日本の証券にとつては、手をこまねいていたんでは大変なることになるという問題があるんです。

そこで、これもお預けで大手なお譲りですか、ロンドンのビッグバンにおいては貸し座敷、これはこの間鈴木先生からお話をありましたけれども、貸し座敷みたいになつて、気がついたら歐米のそういう金融資本に席巻されてしまつて、当時の証券というのはほとんど跡を残さずなくなつちやつたと、いうお話をありました。私は、外国のそういう証券とか銀行とか、むしろこちら側で合併したらどうかと思うんですよ、されるばかりじゃなくて、そういう面については、どうなんでしょうか。

うか氣宇壮大な前向きの話で、ロンドン版を今度は日本が外資に仕掛けると。日本の金融機関、今から四、五年前には日本の大手二十行は絶対つぶれない、しかも世界の中では上位に入っていたと言われたのが、最近何となく影を潜めてきたんですけれども、そういう考え方というのはおかしいですか。

○海野新孝君 長野局長 証券の場合はいかがで
しょうか。

ンでいろいろな形の拠点を既に取得いたしまして国際的に活躍しておりますと、その意味では、現地では余り話題になりませんけれども、恐らく大勢の方が御存じである以上に日本の金融機関の国際的な場所での活躍というのはあろうかと思ひます。

一点あえて感想を申し上げさせていただきましても、
すと、例えばイギリスのマーチャント銀行をめぐる再編の話題がござります。これにつきましてはいろいろと、あれは乗っ取られたのではないか、
身売りではないかという話がございますけれども、マーチャントバンクというものの魅力が高まり、そこが資本を求めておるということで世界じゅうの有力金融機関がそこに資本を参加させていつたということであろうかと思ひますけれども、そのプロセスに日本勢が一人も参加していないかったと。その時期がちょうど日本はバブルの後処理で、そういった国際的な戦略を考え踏み込んでいく金融機関が日本にはなかつたということは、後で振り返ったときに歴史の中で大きなチャンスを日本が逃したなどと言われるのではなかろうかという感想を私は個人的には持つておりますが、こういった金融システム改革をこれからやるべきであるような日本の金融システムに移行する必要性についてます結果といしまして、そういった世界で活躍する金融機関が出てきてきたことは、まさに日本が逃した大チャンスともいふべきであります。

性があるのではなかろうかと考えております。
○海野義教君 私、証券についてあえてお聞きしたのは、今東京でデリバティブ関係はほとんど外資系に席巻されていると思うんです。私のいた証券の後輩が今外資系の会社にいまして、そこはフランクス系ですけれども、我が国におけるいわゆる株式、債券等のデリバティブではトップだと言つていました、扱いは。これはうそか本当か私は調べたわけじゃありません。本人がそう言つてゐるんですから、そうだと思いますが。
事ほどさきように、かなり我が国は規制がんじがらめであつたために、デリバティブなんてみんなものは賭博だと言われて相手にされなかつた時代がずっと続いたわけですね。ですから、日本の証券でも先陣を切つているような大手のところではそういう日本のいわゆる行政というもののおかげといふことに対して大変腹立たしい思いをしていたのは事実なんです。
だから、先ほどおっしゃつたように、かなりおくれをとつたというのは、例えば慶應大学の池尾さんが言つていますけれども、日本が二十一世紀の入り口までにピックパンで必死になつてやつたときには、そのときの日本は一九九六年の世界の先進国の状況なんですよということを言つてゐるわけです。学者は何を言うのも自由でしようけれども、こういうことを学者に言わせるようなことをでは情けないわけで、やはり二十一世紀に行くときにはおくれていた分も一気にキャッチアップしていくかなつたら、ただ我が国は完全にフリーにしましたよというだけでは侵食されるだけであつて、私も本会議で申し上げたように、資本の交流じやなくして資本の流入だけじゃないか、そういうおそれがあるじゃないかということを申し上げたわけです。
それで、話が前後しますが、国金局長がこの間おつしやつたのは、そういう日本の膨大な自己資本というのは、これは余りにも今までの国内のこ^二半年ぐらいの状況と^一いうのは悲観的な話で充満していましたから、そうではないんだという意味で申上げたのです。

で前向きの明るいお話をされたといふうに私はあのとき受けとめましたけれども、自分でいろいろ考えたときに、果たしてそうかなと。現実に外為が自由化になつていけばどんどん海外へ日本の選ぶ時代だというように、個人の金融資産というものもマーケットを選んでいく時代に当然なつてしかるべきだと、こう思うんですね。

そういうことで、さつきから日本の対応のおくれを何とかしてほしいということで、ラップアカウントだとかMMFであるとかいろいろな話を申し上げたわけであります。その点では榎原局長、今私がいろいろと申し上げてきたような、決して彼我の金利差だとか為替リスクということとか払つたって、国内で今まで株をやつて手数料ばかり払つて、もうけたためしがないなんと言つたは個人はあれでも、ラップアカウントみたいにかかるべきアドバイザーをつければ、少々の費用を払つたって、家はいなくなるわけですよ。今までではやりたくて包丁を持って切りつけるような、そういう投資家はいなくなるわけですよ。今まではやりたくても海外へ出ていけなかつたんです。今度は行けるわけですから。

そういうことを考へると、ちょっとこの間の榎原局長の話は私には半分ぐらいわかつて半分ぐらいいは理解できなかつた。その辺いかがですか。

○政府委員(柳原英賀君) 確かに、今まで例えば外資系の証券会社は日本にあつたわけですから、投資家はそれを通じて海外に出ていくといふことは事実でござりますから、その投資機会の中間に外国での投資機会と、しかもそこで、おつしやるよう非常にプロフェッショナルな高度なアドバイスというものを受ければ、うまくリスクを回避しつつ資産運用ができるじやないかという御指摘はそれはそのとおりだと思いますけれども、例

ていただきまして大変勉強になりましたけれども、要するに税制の問題にしてもそうでありますけれども、あるいは証券の問題もそうですけれども、やはり大蔵省としてこういった各局の局益というのがあるんだかどうか知りませんけれども、そういうものがあつてはならない。やはりそいつたものの全体をまとめてビッグバンに向かって采配されるのが大蔵大臣の役割ではないか、このように思うわけです。

今、いみじくも薄井局長からもお話をあつた税制の問題なんかも、これなかなか、有取税の例えばこれは撤廃する問題とか、これは税収の問題等から考えると、まさに今の財政再建という中で、一方では金融制度改革やりますと、そういった中では証券関係、いろんな税制も思い切つていわゆるグローバルなスタンダードにしますというようなることになると大変な混乱というか厳しさが出てくるわけでございます。

されるのが大蔵大臣だと思ひますので、これからまでは来年四月からの外為法を成功のうちに船出して、ビッグバンをさらに前倒しで実現するようになります。そのためどのような決意と具体的な手法をお持ちか、手法というか取り組みをお考えになつてゐるか、その辺を最後に大蔵大臣に御答弁をいただいて私の質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(三塚博君) 既に規制緩和ということとで金融部門、先般発表したとおりでございます。そして、特に金融三審議会、今熱心な議論をお願いしてあります。六月中には運くも成案が出ます。答申という形が報告という形かは別としても、かくあるべきである、こうじうものが出てくると思います。それを基本としてすぐできるものは直ちに手をつける、法律の縛りのあるものについては法改正に向けて準備を進める、こうじうことにしていかなければならぬと思います。

一部、審議会の言うとおりにするなどいう意図も、国会また各政党のベテランの方からもありまつす。しかし、審議会はその道のエキスパート、ま

たマクロで物を考える経済学者、金融専門の評論家の皆さんがそこに網羅をされておりますから、そこにエッセンスはあるのかなと、

しかし、それは国会議論の中ではございました各視点をしっかりと踏まえておると、学術的だけではなく、生き物であるまさにその最先端であるマーケットに我が国がどう対応するかということであれば、そこは取り入れるべきものは取り入れていかなければならぬと、海野議員が多年の体験をされました実物経済ということで数々の御指摘がございました。各局長またスタッフの諸君も拝聴いたしておりますのでござりますから、そういう点でどうあるべきか。また午後に続きます論議におきましても、各委員の皆様の方からかくあれど、ここはどうだという御指摘がまた期待されるわけでございますので、全力を挙げていかなければなりません。

勤勉で貯蓄力のある我が国国民が、千二百亿の預貯金を有利に活用していくことを政府として当然考えなければなりません。有利活用といふことであれば、我が国発信の商品サービスが出ていかなければなりません。そういうことでプラスがもたらされる。しかし同時に、世界の市場に向けて我が国発信の商品がそういうことで信頼を受ける。こういうことで、円というお金が基軸通貨としての信頼を国際市場において確立できるという、私は最大のチャンスを迎えてきておると思っています。

そういうことで、自由市場でございますから、完璧な安全策をということでござりますと自由市場の原理原則、実態とぶつかるわけでございまして、そういう中でどういう道があるかは、また御熱心な論議をその後においてもなされるわけでござりますから、御指摘をいただきながらいももの仕上げていかなければならぬと思つております。

局益があるかないかはわかりませんがといふ甚深な意味は、局益にとらわれるなど、御指摘のとおりであります。昨年来の大蔵バッシングの中です。

大蔵の官僚の諸君は、本来の国家官僚としてどうあるべきか、この分野を担当する者としてどうあります。金融局でスタートするのもそういうことでありますし、金融検査監督室を腹を据えて喜んでこれの作業に当たり、総理府がバトンタッチをしながら法案を作成、今日御審議と、こういうことでございますから、我が国民のため、我が国家のために仕上げていくということで、私ども御説を体しながら総力を挙げて、この改革が成功するよう、そのことが着実に前進をするように、目標は決めておりますけれども、一年でも早く、しかし、来年の四月一日、外為法スタートでありますから、この時点をスタート台にふさわしい概成をした日本市場というものが世界に向けて発信できるようなどころまでいきませんとならないと思つております。

格段の今後の御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

○海野義孝君 終わります。

○委員長(松浦孝治君) 午前の質疑はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後二時開会

○委員長(松浦孝治君) ただいまから大蔵委員会を開いていただきます。

休憩前に引き続き、外國為替及び外國貿易管理制度の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木和美君 私は、きょうは九日の参考人にお尋ねを申し上げた問題につきまして、改めて大蔵省の考え方などを伺っていきたいと思います。

その一つは、東京市場の認識について改めて伺つてきます。東京市場の活性化はビッグバンとの関係で、日本経済の活性化に連動するものとして外為法の改正は私は遅きに失した、そういう

午後二時開会

格段の今後の御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

○海野義孝君 終わります。

○委員長(松浦孝治君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後二時開会

○委員長(松浦孝治君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

格段の今後の御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

格段の今後の御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

特に、私が参考人にお尋ねをいたしました新聞報道の記事で、東京の市場の認識について、まず一つは東京市場も外資系金融機関の貸し座敷になるのではないかというような論評もあり、なお貸し座敷であっても市場として繁榮するなら、日本経済にとってプラスならいいじゃないか、こういう論評もありました。他方、税制や改正制度がグローバルスタンダードに適合しない現状では、外資系金融機関の貸し座敷にすらならない事態になるんじゃないいか、そして東京市場の取引そのものが海外に派出し、我が国金融機関は淘汰され、海外の金融機関も東京に入つてこないという最悪の事態も招く、このような報道がなされているけれども、参考人の皆さんはどういうふうに東京市場をごらんになつていますか、こういう質問を申し上げました。三人の方々、それぞれすべて良好といふわけではないけれども、やっぱり活性化のために全力を尽くして努力をしなきゃならぬと思っていますと、こういうお答えが三人のお答えだったと思います。

そこで、これは省の見解というか、省の東京市場に関する認識について改めて御質問申し上げたいと思います。

○政府委員(柳原英資君) 私どもの認識は、このまま外為法改正あるいは金融システム改革をしないまま放置すれば東京市場が今おつしやった貸し座敷にもなれない、そういうことになるんではないかと。つまり、金融取引そのものがすべて流出してしまうというようなことが起こりかねないと、こういう現状であるということになります。それで、外為法改正そしてそれに引き続く金融システム改革をすることによって東京市場を活性化する、そういうことが必要かと思つています。

ただ、ロンドンの場合と違つて、日本というのは千二百兆円の資産があるわけでござりますから、ロンドンは比較的貸し座敷的な、イギリス経

んですが、東京市場の活性化というときには、何といつてもこの東京市場のバックグラウンドとなつてゐるような幾つかの問題がやつぱり問題になつてくると思うんです。

その一つに、やはり私は、不良債権の処理という問題が大きな問題だと思っています。これも参考人にお尋ねしたところ、不良債権の処理には現在全力を尽くして一生懸命やつておりますというお答えでございました。せつかく、東京市場の活性化のために持ち場持ち場でいわゆるそれなりに私は努力されていると思いますが、住専処理に伴う不良債権の処理が最近は新聞報道にも余り出ていないような状況ですね。けれども、私には必ずしも順調に進んでいるというようには思えない面があります。

そういう点から、我が国の金融機関の弱さがそこに嫌われちゃつて、金融取引が海外に逃げていつちやうというようなことがあっては大変だと思うんですね。そういう意味からして、この不良債権の現状について、できる限り私は詳しくお聞きいたしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 金融機関の不良債権の状況を申し上げますと、八年の九月期末の数字、これが一番新しくあります。その半年前の八年三月末に比べまして、不良債権の総額が約三十四・八兆円から約二十九・二兆円と減少しております。

この二十九・二兆円をまた内訳でちょっと申し上げたいと思うんでございますが、経営破綻となつてある先に対する債権いわゆる破綻先債権、これが六・四兆円でございます。元本や利息の支払いが延滞している債権、延滞債権、これが十七・五兆円でございます。金利を減免等している債権、これは金利減免等債権と呼んでおりますが、これが五・四兆円でございます。したがって、延滞債権がかなり多いということがわかります。

それから、業態別に見ますと、先ほどの二十九・二兆円の内訳を申し上げますと、主要二十行が十七・四兆円でございます。それから地域銀行、こ

れは地方銀行及び第一地方銀行が五・六兆円でござります。協同組織金融機関が約六・二兆円でございまして、一番多いのは主要二十行だというございまして、とでございます。

さらに、不良債権額から担保や債権償却特別勘定などによりカバーされている部分を控除しまして、要処理見込額も、同時期に八・三兆円から七・三兆円に減少しておりますので、処理は全体として見ますと進んできているということが言えようかと思うわけでございます。

したがいまして、個々の金融機関の経営状況の問題というのはさまざまですございますけれども、全体として見たときには不良債権問題を克服することは可能ではないかというふうに考えております。

○鈴木和美君 そうしますと、銀行局長の展望とか見方としては、この不良債権の処理というのは順調に進んでいるというふうに認識されていると伺つてよろしくうござりますか。

○政府委員(山口公生君) この不良債権処理の債却財源というのは、業務純益あるいは含み益等を充てるわけでございますので、そのバックグラウンドとなります。すなはち、経済情勢とか資産価値とかそういうものがかなり大きな影響を与えると思います。もし、経済が順調に回復していくという前提に立てば、比較的その辺は順調にこの問題も解決へ向かうんではないかというふうに言えると思います。

○鈴木和美君 経済が順調に伸びれば不良債権も順調に処理できるということですね。逆のことを私は聞いていますが、不良債権の処理が進まなければ、そのことによって嫌われちゃつて外へ逃げていくんじゃないですかとこう聞いています。ですから、順調に今推移しているというのか、その判断をきちっとお聞きください。

○政府委員(山口公生君) 確かに、AとBとの関

係は、AからBへの影響、BからAへの影響と両方あると思います。先生の御指摘の点からいいますと、数字を見限りにおいては、不良債権問題が解決の方向に向いているということは言えようかと思います。

○鈴木和美君 それでは今度は主税局長にお尋ねしますが、現在のそういう状況の中で税収面への影響について伺いたいと思います。

恐らく、こういう検討がされているかどうかよく知りませんけれども、税収減の可能性というとでは不良債権の問題がありますよ。そこで、国際競争力を持たない我が国の金融機関が大量に淘汰され、法人税収が大幅に減少する可能性も指摘されているところだと思います。したがいまして、ます証券会社等、金融機関が納めていた法人税の総額と、法人税全体に占める割合についてお尋ねいたしたいと思います。

○政府委員(堀田隆夫君) 税収についてのお尋ねでございますので、国税庁からお答え申し上げます。

私も、金融保険業というジャンルで、銀行証券業さらには保険業等を含めたところで毎年の法人税収を把握しておりますが、直近の数字で申し上げますと、平成七年分で八千五百九十九億円になつておりまして、法人税額全体に占める割合は七・九%ということになつております。

○鈴木和美君 これも想定でございますし、またビッグバンの本家の英國の状況などから考えまして、これから大変な私は自由化によります障害というのが出てくると思うんです。

○政府委員(薄井信明君) 試算はいたしておりま

せんが、今国税庁から答弁ありましたように、法人税収、大体十四兆円ほどの中の七、八%といふことでございまして、それがふえるが減るかといふことになります。

流れを申し上げますと、金融証券業界の現状を反映しまして、かなり落ちてきておる状況にあります。したがつて、この状況がさらに悪くなるようなことは望ましくないし、金融証券業界がもう少し元気を出してくれるんだろうと期待しているわけでございます。

○鈴木和美君 余り時間がございませんので、もくじりませんけれども、税収減の可能性というとでは不良債権の問題がありますよ。そこで、国際競争力を持たない我が国の金融機関が大量に淘汰され、法人税収が大幅に減少する可能性も指摘されているところだと思います。したがいまして、ます証券会社等、金融機関が納めていた法人税の総額と、法人税全体に占める割合についてお尋ねいたしたいと思います。

○政府委員(堀田隆夫君) 税収についてのお尋ねでございますので、国税庁からお答え申し上げます。

私も、金融保険業というジャンルで、銀行証券業さらには保険業等を含めたところで毎年の法人税収を把握しておりますが、直近の数字で申し上げますと、平成七年分で八千五百九十九億円になつておりまして、法人税額全体に占める割合は七・九%ということになつております。

○鈴木和美君 これも想定でございますし、またビッグバンの本家の英國の状況などから考えまして、これから大変な私は自由化によります障害というのが出てくると思うんです。

○政府委員(薄井信明君) 試算はいたしておりま

がマイナスになるであろうけれども、多少自由化とか、こういうものが外されたことによって、法人の方が景気がよくなるというようなことを差引きれば一千二百四十五億程度でおさまるというような推計を通産省がやっていると思うんです。

こういうような数字について、大蔵省はこの試算について符合しているというか、検討した結果、そういうものだろうというように考えるのかといふ質問が一つ。もう一つは、さつき申し上げましたように、これからは国際税制の調和という観点から、どういうふうにこれから取り扱っていこうとしているのか。この二点についてお尋ねしておきたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) まず、いわゆる減収額の試算のお話でございます。

通産省が発表しておりますものを、私どもどういう根拠で計算しているのか聞いてみますと、幾つか問題点があると認識しております。

一時は、例えば有税証券取引税が仮になくなれば、法人税のはね返りといいますか、法人税があがり上昇するかといったようなことを極めて大胆に決めて、それによってはね返りの税金計算をしている。あるいは、有価証券取引税が仮になくなれば、法人税のはね返りといいますか、法人税があがり上昇するかといったようなことを極めて大胆に決めて、それによってはね返りの税金計算をしております。

四十六という数字を、私ども正しい数字とは見ておりません。

かといって、私どもがそれでは今後どういう税収になるのか。しかも、経済にどう影響を与えて、ぐるぐる回つて法人税から何から含めてどうなるかということについては極めて難しい計算だらうと思います。むしろ、それを出すことが不可能だと思いますので、私ども自信を持つて、じやうどであるということは言いがたいたと思つております。

ただ、一つだけ抜き出して、有価証券取引税といふのが今どれだけ税収を上げてあるかという

と、三千五百十億円ということが平成九年度の予算でござります。これを仮定上やめたとしたら税収がそのまま落ちる。一方で、その分法人税が、

その分といいますかそれによる法人税のはね返りが出てくるかと思います。赤字法人割合がどのぐらいかという実態等から計算すると、数百億出でくるかと思います。そうしますと三千億前後、その部分だけ取り出せば、しかもこれはスタティックというか、静態的な計算では減収が生じてくると見ております。最初に申し上げましたように、そのことが日本の市場を活性化して、ほかの税収で出てくるじゃないかというところについてはは計

算のしようがないというように思つております。それから、もう一つの問題、国際的な税制へ進んでいくのが方向ではないかという御指摘でござります。

確かに、もう一つの問題、国際的な税制へ進んでいくのが方向ではないかという御指摘でござります。私どもも、長い目で見てみると、これまでもそういう方向で走っているかと思ひますし、今後とも市場が、特に経済金融市場が国際的になれば、しかも自由化されれば、税制というものがそれに応じて国際的に似たものになつてこざるを得ないかと思ひますが、その方向としては私は二つ考えられるかと思ひます。

二つといいますのは、課税の方法それから課税を適正に実施するための手法、この二つでございまして、前者につきましては、御指摘のように、

源泉分離課税あるいは総合課税といったような世界をどうしていくか。現状では世界がこれは二つに分かれておりますし、いわゆる納番制度を用いてその辺を統合でやつてある国もあるが、

は源泉分離課税を中心にして、総合といながら実際に分離課税方式をとつてある国、これは二つに分かれます。したがつて、日本がそのどちらに今はどちらかといえは分離の方ですし、それ

に、なぜます外為法改正なんだろうかと。なぜます外為法改正が、金融改革のフロントランナーだといふふうに言われているところでもございま

いと、金融なり証券にかかる、流動的な資本といいますかそういうものにかかる税金が相対的に抜けてしまうのではないか。これはどこかの国が安くしているとそこに資金が流れていつちやうということで、そなりがちなものですから、その辺についての反省が今出てきている。これは、時間がかかるとは思ひますけれども、国際的にそこを協調しながら、国際的な観点で適正な課税が実現できるような手法というものを追求していく。こういう意味でも国際的な流れが始まつてゐると思つております。

○鈴木和美君 終わります。

○千葉景子君 この改正の問題につきましては、これまでの質疑の中で大分論点も煮詰まつてきていたようにも思われます。

ただ、私もこの金融問題というのは、率直に苦しまして素人でもござりますので、なかなか何か伺お聞きしてもどうもいま一つすとんとわからないうにも思われます。

二つといいますのは、課税の方法それから課税を適正に実施するための手法、この二つでございまして、前者につきましては、御指摘のように、お聞きしてもどうもいま一つすとんとわからないう、こういう部分も多々ござります。そういう意味では、これまでに出た質問などとも多少重なる部分もあるかもしれません。そういう意味では、たびたびの御答弁をいたやすくいうようなことに乗りかねません。そういう意味では、

まだ、この部分も多々ござります。そういう意味では、これまでに出た質問などとも多少重なる部分もあるかもしれません。そういう意味では、

お聞きしてもどうもいま一つすとんとわからないうにも思われます。

まず最初に、この外為法改正の背景についてちょっとお尋ねをしたいふうに思います。

と申しますのは、私の直感これは感想といふか疑問でもあるんですね、大変申しわけなくは思いますがけれども、ぜひ私のような素人にも合点がいくように、わかりやすくまた御説明をいただければ幸いだというふうに思つております。

まず最初に、この外為法改正の背景についてちょっとお尋ねをしたいふうに思います。

と申しますのは、私の直感これは感想といふか疑問でもあるんですね、なぜ今といふか、なぜます外為法改正なんだろうかと。

そういう意味では、外為法の改正といふことも重要なポイントであるということは十分私もわかっていますけれども、それと同時に、東京市場の空洞化の原因になつてきるさまざまな問題点を同時にややり解決をしていく、改善をしていくということがない、先ほどから御指摘のあるようなリスクがなかなか回復し得ない、こういうことにもつながつてゐるだらうというふうに思ひます。

そういう意味では、外為法の改正といふことは確かに回復し得ない、こういうことにもつながつてゐるだらうというふうに思ひます。

重要なボイントであるということは十分私もわかっていますけれども、それと同時に、東京市場の空洞化の原因になつてきるさまざまな問題点を同時にややり解決をしていく、改善をしていくということがない、先ほどから御指摘のあるようなリスク

が表出來てしまふことにもなりかねないんですね、こういう心配を多少するわけです。

そういう意味で、まずちょっとお尋ねをしておきたいんですけども、この東京市場の空洞化問

題、これの原因といふんでしょうか、これはもう多々、一つがこれを原因ということではなかろうというふうに思ふんです。これについてはどのように御認識をされてこの改正問題につながつているのか。この辺について、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(神原英資君) 東京市場の空洞化も、先ほど証券局長が申しましたように、若干このところ少し復活をしてきているというふうな感じがござりますけれども、空洞化の原因といふことでござりますと、一つは、外為法だけではなくて規制一般ということだと思います。金融関係の規制が相対的にやはり厳しいといふことがあるかと思います。もう一つは、やはり日本経済がバブルの崩壊後元気がない、あるいは日本の企業は元気がない、そういうことも当然東京市場の空洞化というふうのことの一つの原因になつてゐるんだと思います。

ですから、今回の金融システム改革といふのは、そういう金融関連の規制全般を見直すことによって活性化をするといふことがポイントでございますし、もう一点、日本経済が元気がない、あるいは企業が元気がないといふことに関しては、これは全般的な経済政策あるいは不良債権問題をきつと解決をつけていく。そういうことでやつていくということで、一方での規制の緩和、一方での適切な経済政策、そういうものが相まって東京市場の再活性化につながるものだと、そういうふうに考えておるところでございます。

○千葉景子君 そうなりますと、空洞化のさまざまな原因の中には、今御指摘ありましたように、一般的な規制が非常にこれまで強かつたこと、バル崩壊後元気がないと。元気を出すような政策をとらなきやいけないわけですねけれども、ロントランナーとして外為法改正がトップに来たということは、どういう意味を持つんだろうかといふふうな気がするんですね。率直に言うと、これは外に向けて広く窓を開くわけですから、窓を開くためにはやっぱり家の中

が多少片づいていたりしないと、風が入ってきたらわあっと全部その辺の物が飛び散らかっちゃつて收拾がつかないとか、あるいは外へすうっと物が吸い取られていちやう、どうもこういうことを感じてしまふわけです。

そういう意味で、この外為法改正といふのがフロントランナーになつた意味といいますか、そしてそれがどういう力というか、これから金融の活性化に向けて意味を持つのか、このあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(神原英資君) 外為法改正がフロントランナーになつたということは、たまたま外為法改正の審議が先行していったといふことが事実関係としてござりますけれども、ただ全体のパッケージとして見て、外為法改正がやはり一番最初に来るということはそれなりに妥当なことだといふふうに私どもは思つております。

確かに、外為法改正だけでほかのものが行われないということであれば、これは大変な危機的な状況になるわけでござりますけれども、そういうことではなく、私ども、金融システム改革といふことで全体をイメージしてその一番最初に位置づけているといふことは、ある意味では外為法改正を一番最初にやるといふことは、ある意味では

証券、銀行あるいは商社なども関連あろうかと思ひますけれども、そういう場では非常に影響といふのが目に見えてくるのだろうというふうに思うのですが、例えば個人の投資家であるとかあるいは預金者、あるいはもつと広く言つてしまえば一般市民、国民生活と言ふんでしょうかね、そういうところにどういうメリットが出て、あるいはどういう不安定要素が出るのかといふようなことがなかなかわかりにくいわけです。

よく例に挙げていただくのは、例えば町の中で、スーパーとかで両替ができるようになるのだといふような例とか、あるいは個人で物を外国から輸入したときに外国の預金で決済ができるのだとか、そういうような例はいろいろ挙げていきたい

ことのできるようになる。

この反面は当然、外資系、日系を含めて金融機関の間の競争が非常に激しくなるといふことでござりますけれども、競争が激しくなった結果、個人のレベルでは多様な商品がより有利な条件で、より有利なといふこととありますけれども、より有利な条件で取得し運用することが可能になる、そういうふうに理解をしております。

○千葉景子君 それと同時に、例えばこの外為法

むしろ、少し劇的ではあるけれども最初に強い風を巻き起こして、そしてその後に当然つながっていく規制の緩和あるいは制度の改革、こういうもののピッチというかスピードをできるだけ速めていく。それを決意と今おっしゃられましたけれども、そういう意味合いを含めてこの外為

法改正がトップランナーを走つていくということにならぬかなどいう感じが私もしているわけですけれども、ほんとうもそういう意味があるようでござりますので、これが進んで、後ろを見たら本当に何もなかつた、ついてこなかつたということにならないように今後の取り組みをぜひしていただきたい、こういうふうに思うところでござります。

さて、この外為法改正の今後の影響でございま

すけれども、私たち一般市民の生活といいましても、なかなか、そういうところにこれがどういう影響をもたらすかということはなかなかわかりにくいため、そのクレジットカードで決済ができるようになります。そのクレジットカードで決済ができるようになります。そういうことも可能になるわけでござります。

例えば、外国旅行をするようなときにクレジッ

トカードを持っていくのが通常になつておりますけれども、今法律のもとと、なかなかクレジットカードをドル預金にリンクして外国で使う

ことがあります。

そこで、金融システム改革全般についてもう少し詳しく失しないように、全体としてきつとやつていくと、そういう決意があらわれだといふふうに御理解していただければいいと思います。

○千葉景子君 私も、それは何となくよくわかる。というのは、ほかのさまざまな規制あるいは制度改革、そういうものを順次整備し、それがきつとやつてときたから、さあ窓を開けようという順番です。どうもなかなか進み方が遅いのではないか。そういうことをやつておると、世界からもさらなる日本の市場が置いてきぼりを食つてしまふ。

わかりやすいんじやないかといふふうに思いますが、それと同時に申し上げます一般的に申し上げますれば、今委員がお挙げになつた例のように企業、個人の金融取引の自由度が非常に増すということをございます。そういう多様な商品やサービスの中から幅広い選択が可能になるということをございます。

○千葉景子君 それと同時に、例えばこの外為法をフロントランナーとする金融改革が、日本の東

いは国際競争力の高いものにしていく。こういうことが長期的にできてくるとすれば、それはひいては国民生活にとっても非常にメリットが出るということ、そういう意味で大きな視点でも言えようかというふうに思うんですけれども、そう考えてもよろしいわけですね。

○政府委員(柳原英賀君) おっしゃるとおりでございます。中長期的には、より多様な商品が提供され、より有利に運用することができる環境が整う、そういうことだというふうに思つております。

○千葉景子君 全体に長期的に見ますと、そういうよい面とというのが考えられると、それは今回の外為法の改正、それに伴う大きな金融改革の大変重要なポイントであろうと、肯定的に私も評価をさせていただいているところでございます。

ただ、これも何回も指摘がござりますけれども、短期的に見たときに、本当にそこまで行くまでに日本の資金なりあるいは預金なりが外国へ出していくという不安とかあるいは危険、こういうものは何か先ほどから何回聞いてもなかなかかねぐい切れないところがあるわけです。

御説明をいただきました、それがどういう意味を持つかと云うのは、資本がそのまま出ていく問題と、それから金融取引が外国で行われる、こういう問題点、それから東京市場で行われるけれども外資系で行われるのか国内資本で行われるのか、こういう問題点というかどちら方が当然あるということを御説明をいただいて、なるほどという氣もするんですけども、よく言われるように、日本の資金が外国に流出していくのではないか、こういう点について、今でもかなり外債の投資額があふえていますね。外債を買う、個人の投資家でもかなりそういうことがなされてくるようになります。そういうことを見ますと、確かに局長が常日ごろおっしゃっている為替リスクの問題とかいろいろあるんですねけれども、やっぱり一定の期間なかなか日本の市場が十分に対応し切れない。そういう短期的な期間というのは、一定の海外流出国というのをなかなか食いとめにくのではない

か、こういう気がするんです。その点については、どの程度こういうことが起り得るのか、御認識としてはどんなふうに考えていらるおられるのか。それに対して、それを食いとめる防止策というのでしょうか、それは先ほど言つたように、この後引き続く金融制度の改革ができるだけスピード的に進むことが一番の防止策であろうかというふうに思いますけれども、その点についてどのようにお考え方か、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(橋原英資君) 先ほど、資本が流出するということと金融取引が流出するということ、それから日系あるいは外資系のどちらで金融取引が行われるかという、その三つの問題点があるといふふうに申し上げましたけれども、ネットとしての資本の流出が大きく起こるというふうには思つておりません。

それから、金融取引そのものが東京からニューヨーク、ロンドンに移るということに関して言えれば、ニューヨーク、ロンドンと同じような金融商品を東京で提供できるかどうかということがキーになるわけでござりますから、これは当然金融システム改革の中で、ニューヨーク、ロンドンで提供されると同じようなそういう商品を提供するということがポイントになるわけでござりますして、我々、そういう環境をつくろうと思つて努力しておりますところでございます。

さらに、そうした中で日系と外資系の金融機関との間でどちらがシェアを伸ばしていくのかと、ということでござりますけれども、現在のところ、割に外資系がそういう複雑な商品についてはある程度、一歩先に行つておるわけでございますから、恐らく外為法改正の後いろいろな新しいサービスのイニシアチブをとる金融機関の中では外資系が多くなってくると。今でも外資系が東京マーケットの自由化を念頭に置いて、相当東京でのオペレーションを拡大するという計画をいろんなところでつくっております。

ですから、相当外資系の活動が活発になるとい

うふうには私も思つておりますけれども、日本系の金融機関もそれにどう対応するかということを考えておるところでござりますので、そう一挙に外資系に全部とられてしまうということではないだらう。ただ、特に初期の段階で外資系がかなりニシアチブをとるというようなことはあるかなと思つておりますけれども、それほど大きく日本系の金融機関が負けてしまつというようなことではないというふうに思つておりますし、そうでないことを希望しております。

○千葉量子君 私も、ぜひそういうことでないよう期待をしたいと思います。

ただ、そのためには、先ほどからお話をいただいておりますけれども、来年の四月に外為法改正が施行されるというまでにできるだけ他の改革が進められていくことが必要であろうと思ひます。それから、こういう環境に耐え得る企業側のさまざまな努力というのも当然必要になつてくるだらうというふうに思つております。

ただ、仮に先ほどお話しいただいたような金融取引が東京市場で行われても、かなりまだ外資系の商品開発などが先んじているということになりますので、そういう意味では、日本の市場といふものの本当に競争力とそういうのをつけるためには多少時間がやっぱりかかるのかな、そんな感じもししてあります。ぜひ、その点などについても、積極的な市場活力の回復というものを私も期待させていただきたいというふうに思つています。

さて、この外為法の改正で、資本の流出というのはそう大まくは心配は要らないのではないかと、いうことでござりますけれども、それに伴つてどういふんでしようか、この外為法改正によって開放されるという中で、為替の問題とかあるいは国内金利の問題なりにもやっぱり影響が出てくるんじゃないかという気がいたします。例えば、国内金利などはどうなんでしょう。国際的な取引が自由になつていきますと、日本の金利の低さといふのはそういう意味ではやっぱり非常に気になるところなわけですね。こういう問題はどういう影響

が出てくるのか。あるいは、為替相場などにこの外為法改正がどんな影響をもたらしていくのか。
なかなかこういうのは予測をするという話ではないとは思いますけれども、どんな影響する要素があるのか、その辺についてお聞かせ願います。
○政府委員(榎原英資君) 外為法改正時の為替は、あるいは金利にどういう影響があるのかというのでは、そのときのファンダメンタルズの状況あるいは海外の金利の状況等によって異なりますので予測はできませんけれども、一つ言えますことは、恐らく東京における為替の取引が活性化される、あるいは東京における金融取引が活性化されると、いうことは言えると思います。活性化された結果、どちらに行くのか。為替が高くなるのか安くなるのか、あるいは金利が高くなるのか安くなるかと、ということについては、そのときの状況によっておきます。

ます。

○政府委員(神原英資君) これは新外為法の第十一条等でござりますけれども、従来までは有事規制の發動の要件が「我が國が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行のため必要があると認めるとき」ということで、条約あるいは安保理の決議等がないと有事規制は發動できない、こういうことになつておつたわけでございます。

今回の改正案では、十六条に、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき」という要件を加えましたので、これは主管大臣が外務大臣と相談し、閣議決定あるいは閣議了解を得て有事規制を發動することができるということになるわけでございます。

○千葉景子君 そこで、ちょっとお聞きしておくんですけれども、現行法上でも当然有事規制といふのがあり得たわけですけれども、どういうときに発動されているのか。これは、国際的な安保理決議とか条約、こういうものが条件でしたから、それに基づいての発動ということになるかというふうに思いますけれども、これまでの例としてどのようなものがあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○政府委員(神原英資君) お答え申し上げます。現行外為法においては、安保理の決議に基づいてこれまで六カ国、イラク、リビア、アンゴラ、クウェート、ハイチ、旧エーゴに対し経済制裁を実施してきたところでございます。現在継続中の国としては、イラク、リビア、アンゴラがござります。

また、経済制裁の内容でございますけれども、イラク及びリビアについては、同国向けの支払いを許可制、いわゆる資産凍結措置でございます。また、投融資、輸出入と役務取引について規制対象とされており、これらの取引等について外為法上、許可・届け出及び承認制にからしましておるところでございます。また、アンゴラにつきましては輸出及び仲介貿易が規制対象とされて

おり、これらについては許可及び承認制にかかわらしめているところでございます。

○千葉景子君 今それぞれの、六カ国そして継続中のものの、御説明をいただきました。経済制裁の中についても触れていただいたわけですから、その内容も、経済制裁の内容も、今回か現行法と異なるところができたのでしょうか。

○政府委員(神原英資君) 内容については、資本取引のうち投融资規制については、現行法では事前届け出制の枠組みで実施をしておりますけれども、改正案では資本取引全体について許可を受け正ではございません。

○千葉景子君 多分、今回の改正で資本取引一般が自由になつたわけですから、そういう意味で、それを全体として許可制にからしめるということでお改めになつたと、改正というか内容としてはそこでくられたというふうに解釈すればいいのかなというふうに思うんです。

ところで、従来はこの安保理決議あるいは条約などに基づいて規制が行われていたということをご存じます。今回、外為法の改正によって原則は自由になるわけですから、このいろいろな意味での規制のかけ方というのは非常に外為法の本来の趣旨からすると相反する。そういう意味では、それがどういうときに発動し、あるいははどういう形で効果あらしめるかというのは非常に難しいといふか、問題だというふうに思います。

ところが、今回の発動の条件、今度の改正の中身を見ますと、先ほど御説明をいたしましたように、これまで条約あるいは決議、こういったものが条件になつていなんですが、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与する」とい

うような形で、非常に抽象的な規定が盛り込まれたということにならうかというふうに思ふんであります。

これだけ読むと、何か何でも入りそうな感じもいたしますし、どういうことを一つは想定してい

たといふことになりますが、それからこの外為法の骨格、理念からいえば、自由な取引、そういうものに強い規制をかけるわけですから、そういう経済面でも影響が非常に大きいということになるわけですね。

そうなりますと、これまでのよう何らかの決まりについて御説明をお願いいたします。○政府委員(神原英資君) この「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため」という条文がかなり抽象的ではないかという御指摘ですけれども、まずその点については、欧米では通常、国家安全保障のためには行政が何でもできるというような法体系になつておりますので、國家安全保障というような概念に比べますと、こればかりも一つ、それじゃ、これはどういう状況だということをご存じますけれども、「国際平和のための国際的な努力」ということをご存じますから、我が國がほかの国の動向を全く無視して独自にやるというようなことは余り想定されないのではないかというふうに思つております。

それからもう一つ、それじゃ、これはどういう状況だということでござりますけれども、この論議をさせていただいたところではござりますけれども、抽象的な

条文ではありますが、世界との外交関係あるいは国内の経済関係、そういうものを損なわないようない定の厳格な運用というものをぜひ求めておきたいなというふうに思つますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(神原英資君) 極めて重要な外交上の決定という意味で、広範なインパクトを持つておるという御指摘はそのとおりだというふうに思ひます。ですから、当然のことながら、議院内閣制のもとで内閣が責任を持って行う行為だというふうに理解しております。そういう意味で、安易に発動されるべきではないという御指摘はそのとおりだと思います。

ただ、経済制裁というのは、これは非常に危機管理的な状況でやらなければいけないということです。ですから、内閣が責任を持って行うけれども、戦争が起つたようなときに直ちにこういうことをやらなければいけないということです。この間の湾岸戦争のときもまさにそうでございましたけれども、戦争が起つたようなときに直ちにこういうことではないかというふうに思つております。

○千葉景子君 それは確かにこの条文で読みますと、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与する」、こういうことですから、どこも何も考えていないのに日本だけがとつぶなことを考えて何か事を起こすとどうよなことはないだろうというふうに思つますけれども、ただ非常

めの国際的な努力に我が国として寄与する」とい

おりだと思います。

やはり、非常に外交、経済、影響力が大きいですから、それについて厳格な責任ある決定をしていただきなければいけないと思います。ただ、今はその反面、やる以上は、あるいは実施をするとなれば、実効性が伴わないと諸外国からの信頼というのも失うということにならうかというふうに思っています。そういう意味で、この実効性についてどういう形で担保されるのか、お聞きをしておきたいと思います。

決定をしてもなかなか、この外為法の改正によって外国での決済が自由にできるようになつたりいたしますと、それを本当に漏れなくきちっと実効あらしめると、いうのは困難じやないだろうか、大変難しい面があるんじやないかというふうに思つんすけれども、この実効力についてはどうな形で担保をされるといふことになります。

○政府委員(柳原英資君) おつしやるとおり、経済制裁を発動するときには、これは広く一般的の國民の方に周知徹底しないと実効性が上がらないわけございまして、広く周知徹底させると、いうことが一つでございます。

それからもう一つは、これは当然のことながら、取引当事者が違反したときの罰則といふのが一つのチェックになるわけございまして、例えば許可を受けないで支払い等を、資本取引を行った場合には三年以下の懲役または百万円以下の罰金と。百万円以下といふところは、違反の目的物の価格の三倍までは増額可能である、こういうことで一つチェックできるということでございまます。

もう一つは、通常、資金といふのは銀行、金融機関を通じて流れますから、金融機関に許可の確認義務というのを課しておるところでございまます。

○千葉景子君 金融機関の確認義務は、送金とか、そういうものにはかけ得るんだと思うんですね。ただ、直接外国で決済をしてしまうというような

ことになりますと、なかなかこの確認だけでは難しいところもあると思うんですね。そうすると、

結局はそれぞれに周知を徹底して、そしてそれに違反をしたら厳しい制裁、罰則なりが科せられる

ということが最終的なやつぱり実効性担保のあれになるんでしようかね、制度としては。○政府委員(柳原英資君) 我が国の中ができることは、確認義務を課し、それに違反したときに罰をかけるということでございますけれども、当然のことながら、多国間でこういう經濟制裁を実行するということをございますから、そういう意味での國際協調といふことも非常に必要だと思います。

例えば、アメリカに持つている口座で支払つてしまふということが非常に重要なことだといふように思つております。

○千葉景子君 さて、時間になりますので最後に指摘をさせておいていただきたいと思うんですけど、これは先ほども、こういう經濟制裁といふのは非常に迅速が要求される、そして國際關係などにも大変大きな影響を及ぼすということです。

○千葉景子君 さて、時間になりますので最後に指摘をさせておいていただきたいと思うんですけど、これは先ほども、こういう經濟制裁といふのは非常に重要なことだと思っております。アメリカ等でも、これは努力規定ではございませんけれども、やはり大統領が議会に対し十分な説明をしろといふような規定があるわけでございます。

制度として、法律としてそういうものを入れていくということは、私ども大変難しいと思っております。というのは、外交権といふのは行政権の一部でござりますから、それについてすべて、例えば事後的に承認をとれとか報告をしろとかいうことに対するのは非常に難しいかと思いますけれども、もしそういう世界恐慌のようなことが起つて經濟的有事を発動するということであれば、二十一條、「大臣の許可を受ける義務を課する資本取引等」及び「許可等の条件」を定めた六十七条によつてなされることになると思ひます。

○千葉景子君 大臣、いかがですか。

○國務大臣(三塚博君) 有事の場合における極めて精密な御質疑を拝聴いたしました。

地域紛争が大紛争にわたりませんように、安保理が決定した場合は直ちに始動と。しかし、安保

てをやつぱり考えていく必要があるだらうというふうに思います。

諸外国の法制では、その点などはどんなふうになつてゐるのか。その点と、それから日本でも、それを国会が判断するというのもこれは困難を伴うこともありますよけれども、ただ後の検証

ということでもあります。国会の中でも議論をしていくと、いう意味では、国会の中でも議論をしていくと、いうことも必要になつてこようかというふうに思つてます。

そのあたりについて、どのようにこの制度運用に当たつて考えておられるのか、その点についてお聞きをして、きょうは終わりにしたいと思います。○政府委員(柳原英資君) 御指摘のとおり、国民一人一人に周知徹底させなければ実効性の上がらない、そういう行為でござりますので、当然のことながら、議会等を通じて十分その制裁の理由とか、どういうことをやるのかということを説明すれば、これは先ほども、こういう經濟制裁といふのは非常に重要なことだと思っております。

○千葉景子君 終わります。

○山口哲夫君 最初に、持ち高規制の有事規制についてお尋ねをいたします。

法律上、この持ち高規制、全く条文に出てきております。アーリカ等でも、これは努力規定ではございませんけれども、やはり大統領が議会に対し十分な説明をしろといふような規定があるわけでございます。

制度として、法律としてそういうものを入れていくことは、私ども大変難しいと思っております。というのは、外交権といふのは行政権の一部でござりますから、それについてすべて、例えば事後的に承認をとれとか報告をしろとかいうことに対するのは非常に難しいかと思いますけれども、もしそういう世界恐慌のようなことが起つて經濟的有事を発動するということであれば、二十一條、「大臣の許可を受ける義務を課する資本取引等」及び「許可等の条件」を定めた六十七条によつてなされることになると思ひます。

○千葉景子君 大臣、いかがですか。

○國務大臣(三塚博君) 有事の場合における極めて精密な御質疑を拝聴いたしました。

後は銀行の自己責任といふこととしているわけですが、それとも、それならばなぜこの有事規制といふ

理の決定が間に合わぬ場合にはどうするのかと。かつてのイラクの経験がござります。よつて、そ

のときは閣議了解をもつて日本の意思決定としていたことは、閣議決定に持ち込むことにつきましても、いふことにさせていただき、当然本件については、閣議決定に持ち込むことにつきましても、官房長官なりトップなりがかくかくしかじかといふことで、国会に向けて、開会中であればそう申し上げるということになるであります。○山口哲夫君 ついで、何をやつぱり考へてこの確認だけでは難

しいところもあると思うんですね。そうすると、結局はそれぞれに周知を徹底して、そしてそれに違反をしたら厳しい制裁、罰則なりが科せられる

ことになります。そこで、その点と、それから日本でも、なかなかなるんでしようかね、制度としては。○政府委員(柳原英資君) 我が国の中ができることは、確認義務を課し、それに違反したときに罰をかけるということでございますけれども、当然のことながら、多国間でこういう經濟制裁を実行するということございますから、そういう意味での國際協調といふことも非常に必要だと思います。

○千葉景子君 さて、時間になりますので最後に指摘をさせておいていただきたいと思うのですが、これは先ほども、こういう經濟制裁といふのは非常に重要なことだと思っております。

○千葉景子君 有事の際に仮に規制するところは、どの条項に基づいて行う考えなのか、お聞きいたします。

○政府委員(柳原英資君) まさにこれは經濟的有事の際でござりますから、今まで經濟的有事といふことでの規制を発動したことはございませんけれども、もしそういう世界恐慌のようなことが起つて經濟的有事を発動するということであれば、二十一條、「大臣の許可を受ける義務を課する資本取引等」及び「許可等の条件」を定めた六十七条によつてなされることになると思ひます。

○千葉景子君 二十一條の何項ですか。

○山口哲夫君 これまで、国際金融局が指示をいたしまして持ち高規制をしてきたわけですね。今後は銀行の自己責任といふこととしているわけですが、それとも、それならばなぜこの有事規制といふ

ものが必要なのか。銀行の方に自己責任でやりなさいと言っているんですから必要がないんじゃないかなと思うんですけども、どのような事態を想定してこういうことを考えているのか、お尋ねいたします。

○政府委員(神原英資君) これは、まさに経済状況がもう大変混乱して、世界恐慌のような状況になつたときを想定しております。ですから、例えば為替レートが乱高下するとか、その程度のことでも発動するということではないというふうに考えております。

○山口哲夫君 それほど重要な問題のときにだけ発動するということであれば、なぜこの条文の中に書かないで「その他」の中で自由にできるようなものにしておくんでしようか。

○政府委員(神原英資君) これは極めて例外的な規定でございまして、これを當時自由に発動しようというような意図は全くございません。

○山口哲夫君 そういうことになると、何でも規制できるというふうにも解釈できるわけですね。

それほど重要なものを「その他」の中でやるというのであれば軽微なものなら何でもできるといふことになるんでしょうけれども、持ち高規制の法律に全く書かれていなければ有事

千五百十億円という相当大きな金額になるわけで、それがどれも、これの見直しが問題になつていて中で、その場合にキャピタルゲイン課税のあり方も当然に見直す必要が私は出てくると思つております。すなわち、現行のキャピタルゲイン課税は分離課税のために給与所得に対する課税に比べて大変輕減されておりまして、私はこれは極めて不公平な税制であろうと思っております。

しかも、譲渡益が出たときは、源泉分離課税といつて売却価格の一・〇五%だけ、これが選択できる。逆に、今度はロスが出た場合にはどうするかといえば、申告分離課税で譲渡益の一〇%、これが選択できるようになっているわけです。このため、アメリカやイギリスなどの総合課税方式に比べて、日本の場合は分離課税ですから大変金持ちが優遇されているという不公平税制の大変大きさを、私は、これは総合課税にするべきであると、そう考えております。

今後の課題として、御指摘のように、総合課税は、いろいろと沿革がございまして、本来、課税すべきであるという議論は当然にございます。ただ、もう一度申し上げますが、單に売った価格だけ把握してもらえないわけで、幾らで取引されたかがわからないといけないというので、普通の所得に比べて頻繁に元り買われるだけに極めて難しい問題があると思っております。

困難になる」とか、「本邦通貨の外國為替相場に急激な変動をもたらすことになる」、あるいは「本邦と外国との間の大量の資金の移動により我が国の金融市場又は資本市場に悪影響を及ぼすことになる」、こういう要件が全部満たされたときでございます。

ですから、これは今までの外為法の歴史の中で発動したことはないわけでございますけれども、

例え一九三〇年代の世界恐慌というようなことになつて我が国は国際收支の均衡というものが全く破壊されてしまう、そういうような状況になつたときは持ち高規制だけではなく資本取引全体を許可制にするというようなことができるることになつておるわけでございます。

○山口哲夫君 それじゃ、次に移ります。

次は、株式譲渡益課税、いわゆるキャピタルゲイン課税ですけれども、幾つかお尋ねをいたしましたが、最後に大臣のこれに対するお考えをお尋ねしたいと思います。

まず最初に、有価証券取引税の見直しが問題になつております。先ほどの局長のお話ですと、三

一方で、代替的ではないんですけれども、非常に外形的に有価証券取引税という形で税金をかける手法の方が適当ではないかという論議がずっとされてきたわけで、現実に税制もそれで来たわけですが、平成元年の税制改革の際に原則非課税というキャピタルゲイン課税を原則課税に大転換させていただきました。

この大転換したときに、これまでずっと長年やつて来た非課税を課税に持つてきたときに、納税者にとっても、また執行当局にとっても悪平等にならないような形で何ができるかということを詰めた結果として今御指摘のよろ申告分離と源泉分離の選択制という答えにたどり着いたわけですが、ご存じの五月四日に載つてます。ただし、これが恒久的にこれでいいということではないので議論を続けてきておりますし、御存じのように二年前に手直しもいたしております。

今後の課題として、御指摘のように、総合課税ということも、例えばキャピタルゲイン把握の手がうまくつくれるならばそういうことを支えにその方向に持っていくことは一つの考え方だと思います。ただ、もう一度申し上げますが、單に売った価格だけ把握してもらえないわけで、幾らで取引されたかがわからないといけないというので、普通の所得に比べて頻繁に元り買われるだけに極めて難しい問題があると思っております。

そこで、残念ながらまだこの決議が実現されないんですねけれども、納番制度がなくとも「証券取引等監視委員会の監視活動の結果、かつてのようふに仮名や偽名での取引は困難になつており、申告納税にしても課税逃れの可能性は小さいとみておるわけですが、よりやりやすくするために納税者番号制度が必要だと思います。

一方で、納税者番号制度、長い話はやめますが、それ自体を導入することは是非ということは慎重に考えなくてはいけないと思つておりますので、そういう意味で納番のない中でキャピタルゲインを把握するということは非常に難しいと思つております。

○政府委員(薄井信明君) 今申し上げましたそ

課税は不可能ではない、こういうことが言われているんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) キャピタルゲイン、株の売り買いで所得が出る、かつそれがかなりの見逃せないような利益が出るという方々は、日々何回も電話で取引したり、非常に反復継続する取引関係があるうかと思います。そういうものを把握していくということは、どうしても機械的に番号で名寄せをしていく、あるいは本人確認の問題は今御指摘のようなやり方があるいはあるのかもしませんが、本人確認をきちっとするのとを担保することはなかなか難しいと思います。それをせずに総合課税とした場合に、総合課税である以上、損が出たらそれは他の所得から引きますという仕組みと今度は裏腹ですから、むしろ昔に戻つて損だけ出していくということも出てくるわけとして、私どもは今の形がベストであると思いませんけれども、原則非課税に比べれば大前進ですし、また今後これは総合課税なり、そこへ行く前には例えば申告分離制度の方に一本化していくというようなステップを踏みながら納税のこれから行く末を見きわめていくことがあります。○山口哲夫君 分離課税は後ほどお聞きするとしまして、大変把握が難しいとおっしゃるんですねけれども、しかし証券業者にしてみれば個人の名義で何回も取引されているわけですね。そななりますと、当然そこに出てくる利益というものは把握できるのではないか、いかがでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) 私どもは納税者との關係で所得を考えなければなりません。また、いろんなケースを考えられる一つの例として、いろんな証券会社を使うことも可能ですね。また、国際的にもこれから自由化されることになれば、一社ごとあるいは「支店」といふ形ができる話であつても、手法は幾らでも考えられる、そういう中で把握するには税務署がきちっと把握する自信がない

といけないと。それは、支払い調書なり何なりで番号つきのものを出していただければ、それを国税庁サイドで名寄せして課税していくというのが進むべき道だと思っております。

○山口哲夫君 ですから、最初にお答えになつたときには、大変頻繁に取引をしてどのくらいの利益が出ていているかということを把握するのが非常に難しいんだというお話をしたけれども、今お話をあつたように、それなりのやり方を考えれば把握できないことはないだろうと。例えば銀行利息といふものは、初めから利子が出たときにはもう二〇%引かれるわけですね。今度の場合でも、海外に出した場合には、それは一定の金額以上は報告する義務を銀行に課しているわけですね。そういうことからいえば、証券業界に対しててもそういうことの報告というものを求めるということは、これは違法ではないんだろうと思うんですね。

だから、税務署だけで把握しようと思つてもそれはなかなか難しいかもしれないけれども、証券業界そのものにそういう報告の義務というものを課すことによって、私はそんな難しい問題ではないというふうに思つんすけれども。

○政府委員(薄井信明君) 金利につきましては、取得費といいますか、経費の概念がなくて、一年たてば幾らという金利が出てくるわけですから、そののが出でております。それを読んでみると、「株式等譲渡益について基本的に総合課税を目指すべきであるとの考え方から、少なくとも大口の株式取引者等については総合課税に移行する方向で検討すべきではないかといった意見が少なからずあつた」と。私が今申し上げているようなことというのはこの税調の中でも相当議論をされ、同じような意見が相当あつたというふうに解釈できるわけです。

ですから、やつぱり総合課税に向かっていこうという動きだと思うんですけども、それについて一度、いかがでしようか。

○政府委員(薄井信明君) お金持ちの立場になると、仮にそういう大口は総合課税でとらえますと、そのものと仮定をしてそれに税金分を二〇%掛けますと、五五が出てきます。その一・〇五を今いだいでいるという手法であつて、まさに金利と同じような対応をしていると。

それから、ちょっと戻りますが、先ほど最初に申し上げましたように、取得価格と売却価格両方

ないといけませんから、ある証券会社で買って別の証券会社で売つちやうことはできるわけで、一つ一つについて対応関係は絶対わからないようになります。したがつて、どこの国でもキャ

ピタルゲインに対する課税は苦労をしているといふ状況でございます。

○山口哲夫君 二〇%という考え方そのものが私どもとしては非常に低い、ですから総合課税にしない限り問題が起きる、そう考えて、それが基本になつて質問しているわけです。今申し上げたよくな、これは手続上事務的な問題でしようから、もう少しやつぱり研究をしてる余地は私はあるのではなかなうふうに思います。

それで、まだなかなかそこまで行かない前に、大口取引者の総合課税への移行という問題がござりますね。大口取引者に限つてキャピタルゲインの総合課税を行なうという、そういうことですけれども、事実、政府税調におきましても平成四年十一月に利子・株式等譲渡益課税小委員会報告といふのが出でております。それを読んでみると、「株式等譲渡益について基本的に総合課税を目指すべきであるとの考え方から、少なくとも大口の株式取引者等については総合課税に移行する方向で検討すべきではないかといった意見が少なからずあつた」と。私が今申し上げているようなことというのはこの税調の中でも相当議論をされ、同じような意見が相当あつたというふうに解釈できるわけです。

ですから、やつぱり総合課税に向かっていこうという動きだと思うんですけども、それについて一度、いかがでしようか。

○政府委員(薄井信明君) お金持ちの立場になるとか、あるいは三月十五日までの申告の際に申告していただく、しかし他の所得とは別に国税二〇%、地方税六%、二六%を利益に対して課税していただくという、どちらかが選択できるようになつております。そういうシステムを一歩、半歩といつますか、前進させまして、現在では一%を一・〇五にしているという状況にあります。この一・〇五にしたのはおととして、これは有価証券取引税を三割軽減した際に一を今の一・〇五に引き上げたという改正をしております。

かとすることも考えなければならぬことかで、ある意味では委員御指摘のように不公平だと二歩も前進したと思つております。

ただ、方向としては大口をやるというよりは全体として総合課税の方向に行けるのが望ましいと思つております。一部分だけ抜き出すと、どうしてそれがよそへシフトしちゃうという大きな問題にぶつかってしまうと私も恐れております。

○山口哲夫君 しかし、局長のようなお考えですと、なかなかこれは総合課税というのは難しいんじゃないかなと、どういふうには考えないんですけども、それは見解の相違かもしれませんけれども、私はそういうふうに思つんです。

この問題の最後に、どうしても総合課税には時間がかかるというのであれば、大口取引の分離課税についてもつとやつぱり高率にしてもらひのではないかなと思うんですね。総合課税ができると、なかなかこれは総合課税というのは難しいんじゃないかなと、どういふうには考えないんですけども、それは見解の相違かもしれませんけれども、私はそういうふうに思つんです。

この問題の最後に、どうしても総合課税には時間がかかるというのであれば、大口取引の分離課税についてもつとやつぱり高率にしてもらひのではないかなと思うんですね。総合課税ができると、なかなかこれは総合課税というのは難しいんじゃないかなと、どういふうには考えないんですけども、それは見解の相違かもしれませんけれども、私はそういうふうに思つんです。

かとすることも考えなければならぬことかで、ある意味では委員御指摘のように不公平だと二歩も前進したと思つております。

このことの持つ意味は、源泉分離で取引ごとに一%で済んじやうよといふものが少しでもコストがもうちよつとかかれれば申告分離の方に流れていいくわけですから、だんだん申告分離に行ってもそれが今後行くのかどうか、一つの考え方だと思いますし、また申告分離の世界の二〇プラス六のところを、申告分離はある意味では一年分をまとめて申告するのですからそのときに大きな取引をした人がどうかがわかるわけですので、大口について、そこの税率を変えたらどうかと、そういうような発想というのはあるいはあるかもしれません。源泉分離の方で一件一件のところでそれがどうなるのかどうか、どちらを御指摘なのか今の御質問からはわかりませんけれども、一つの考え方かとは思います。

○山口哲夫君 最後に、大臣のお考えをお聞きしたいと思うんですけれども、このキャビタルゲイン課税といふ課税というのは、今までの税制調査会の中でもいろいろと御意見が出てるよう、どう見てもやつぱり不公平な面がぬぐい去れないことが随分あるのではないかと。そして、税そのものが総合課税といふものを志向していくということからいきますと、このキャビタルゲイン課税というのは総合課税にはまず手をつけやすい問題であるし、つけなければいけない問題でもあるうといふことで、局長のお話を聞きますと、そういう方お考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(三塚博君) 本件につきましては、政府税調答申にも指摘をされておるところでござります。特に、納税者番号制度を中心とする株式取引の把握体制が整備されておりません現況におきましては、株式譲渡益課税の適正化の方法について、これから始まるであろう政府税調におきましても真剣な御論議をいただき、御答申をまたいた

だくようにしていかなければならぬところであるうと思います。金融システム改革の真っただ中になる年度以降でありますし、全体が市場税制の中でどうするかという視点も大きな基本的なテーマになると思つておりますので、そのようにお願ひを申し上げてまいりたいと思つております。

○山口哲夫君 納番制度を、その実施を待つていうことになれば、非常にやはりこの問題の解決はおくれるというふうに思いますね。したがつて、納番制度をとらなくともある程度はできるということが多いいろと今まで言われてきたわけですから、私はできるところから手をつけていくのがやつぱり税の公平化を求めるということからいえばそうやる必要があるだろうと、そう思つておりますので、ぜひひとつそういう方向でやつていただきようにお願いをしておきたいと、こう思いました。

次は、課税漏れ対策の問題ですけれども、まず国内居住者による海外預金は現在どのくらいあるものでしようか。件数と金額がわかれれば教えていただきたいと思います。

○政府委員(柳原英資君) 居住者の海外預金は、銀行を省く居住者の非居住者に対する預け金ということで統計が出ております。平成七年末の残高で四千億円程度でございます。件数については、平成七年中に行つた外為法上の海外預金の許可件数が一千五百件ということでございます。許可不要とされている海外預金、これは二億円以下の海外預金で投資のためということございますけれども、これについては海外預金の総数は把握しておりません。

○山口哲夫君 もう一つ資料でお聞きしたいことがあるんですけれども、何か時間が間に合いそうもないので先に進みたいと思いますが、外為法のような規制がない欧米では国境を越える資金の動きを捕捉するために金融機関に送金記録の開示義務を課すなどして税務情報の収集体制が整備されているというふうに聞いております。

しゃるんですけれども、なぜ納税者番号制度をとっているアメリカを参考にするのか。逆に言うと、納税者番号制度がない、源泉徴収制度に依存している歐州にも私は参考になるものがあるのではないかどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) アメリカがやはりその辺が一番整合性のとれた仕組みを全体的に持っているのではないかと思っている点が一点。それからもう一つは、ヨーロッパは参考にならないといふ意味ではなくて、フランスなどはしっかりとあります。フランスの状況についても私ども関心を持つております。

ただ、納税者番号が日本ではありませんので、金融機関に名寄せをさせて調査を出させるということが日本ではできませんので、そうなりますと先日来申し上げている一件当たり幾ら以上のものについては機械的に出してくださいという手法が適当ではないかなと。委員おっしゃるような手法をとるために名寄せができるないと無理なものですから、日本でできる最大限のことを行うと。その模範となる国としては、アメリカとかフランスがあるというふうに考えております。

○山口哲夫君 それでは、最後にお聞きしたいのは、現行の外為法のもとでは二億円以下の外貨預金は大蔵大臣の許可を要しないで原則自由に行えることになります。

この場合の利子所得について税務署はどうのような形でチェックを行っているのか伺いたいし、また利子を申告しないで追徴課税が行われたようなケースがあるのかどうなのか、お答えをいただいきたい質問を終わります。

○政府委員(松橋信雄君) お答え申し上げます。

國税当局といたしましては、あらゆる機会を通して課税上有効な資料情報の収集に努めております。これらの資料と納税者から提出された申告書を総合検討して適正な課税の実現を図っていくということです。

委員、今お尋ねの海外預金の利子所得につきま

しても、まずは外為銀行を通じた調査等に加えました。租税条約に基づく情報交換によって得られた情報を活用するなどして適正な課税の実現に努めているわけでございます。また、統計的に何件というようなものはとつておりませんけれども、私どもの調査の中で追徴課税をしたケースはござります。

それから、今回の外為規制の緩和によりまして、このような国際取引を利用した租税回避行為の把握が一層に困難になりますと、適正・公平な課税の実現に支障を来すだけでなく、租税の確保にも影響するというふうに考えておりまして、私どもとしても先般来主税局長から御説明がござります資料情報制度をぜひ設けていただきたいというふうに考えております。

○山口哲夫君 終わります。

○吉岡吉典君 議連の理事会と重なつてばたばたしましたことをおわびしておきます。

この前の続きを当たる質問をさせていただきます。私、前回の最後にイギリスのビッグバンの結果をどう評価するかということについて質問し、イギリス政府は成功だと言つてはいるが、こういう答弁を得ました。今回の外為法の改正は、日本版ビッグバンのフロントランナーとして位置づけられているものであります。ビッグバンの本家イギリスの経験から見ると、ビッグバンによつてイギリスの歴史あるマーチャントバンクが次々と大陸やアメリカの銀行によつて買収され、その結果、国際市場としての地位は確保できたが、そこで生き残ったのはイギリスの金融機関ではなく外国の金融機関という皮肉な結果に終わつたということがいろいろ指摘されているわけです。こういう問題を含めまして、なぜそうなつたかの原因をよく検討しておくことが日本版ビッグバンを進める上では重要だというふうに思つております。

確かに、ニューヨークもロンドンも活性化し繁栄していると言われますが、その繁栄自体にまず問題なしと言えない点が内包されているということを私は取り上げたいと思います。それは、ニュー

ヨークもロンドンも成功した、活性化した、繁栄

していると言われているその一方で、貧富の差の拡大が今非常に大きい問題になつておる。所得格差の拡大ということが横たわっている問題であります。

少し古い一九九四年の資料によりますと、アメリカでは、貧困層は所得が減ると、ふえ方の格差じやなくて、貧困層は所得が減つて、それで一方では所得がふえると、そういう格差が生まれております。それはいろいろな資料に出ておりますけれども、一々紹介することは省略したいと思ひます。

最近、日経新聞に出ましたが、カリフオルニア大学のローラ・タイソンという人が「経済教室」で書いているところによりますと、「八〇年代末には、大半のエコノミストが政府の財政赤字削減を米国経済の最大の課題に挙げていたが、今は彼らは所得格差の拡大こそが最大の経済問題だと見ている」と、こういう状況が生まれているといふことです。

日本でも非常に注目され、よく読まれたレスター・サローの「資本主義の未来」という本がござります。恐らく皆さんもお読みになつてゐると思います。この本によりますと、「国民一人当たりGDPが増えていくときに、実質賃金が下がる」というパターンは、アメリカ史上一度もなかつたことだと、そういう事態があらわれておると、こういうふうに書いております。

私は、これからいろいろな問題を考える場合に、市場が活性化した、経済が繁栄したといつても、こういふうになつたんではやはり本当の繁栄といふふうには言いたいものだと思ひます。まず、そういう貧富の格差がアメリカでもイギリスでも問題になつてると、この事実は御確認になるかどうか、これはどなたにお答え願つたらいいのかと。○政府委員(柳原英資君) 事実関係として、たしか正確な統計はあれでございますけれども、八〇年代のアメリカの労働者の実質賃金が実際に下がつたということは事実として承知しております。

ます。

○吉岡吉典君 下がつたその理由はいろいろあるわけですけれども、ここでそれを中心に論議しようと私は思ひませんけれども、やはり競争力というものは思ひませんけれども、そういうことがあります。金融市場の活性化、経済繁栄の反映ことからの資金抑制とか、いろいろなことがあるわけですね。金融市場の活性化、経済繁栄の反映でこのようう貧富の格差があわせて、イギリスの金融機関、それだけですけれども、資金だけでなくて失業の増大といふことが、一方では自由化、競争力の強化、そして雇用の拡大、所得の増加だと、こう言われる反面、失業者の増大ということが大きい問題になつてゐる。このレスター・サローの本でもそこがいろいろ書かれております。そして、資金の引き下ろしによって失業がふえたかということですね。

それで、レスター・サローは、この本の中で書いているんですけれども、不平等の拡大、失業の増大、今簡単に首切りを行う、こういうことは十九世紀の資本主義の欠陥だつたと、こう書いています。今起つてることは、サローが十九世紀の資本主義の欠陥だと言つた事態が競争力強化という名のもとに行われていると、こういう事態だというふうに私は思います。

こういう所得の格差、それから失業の増大、こういうふうな問題について、そういうことが起こらぬような配慮が、皆さんのが今この改正でやること」だと、そういう事態があらわれておると、これをちょっとお伺いしておきます。

○政府委員(柳原英資君) 失業は、アメリカ、イギリスは今非常に経済が好調でございますから、失業率が下がつております。失業率がこのところふえているのは大陸、ヨーロッパ諸国でございますけれども、失業の問題あるいは所得格差の増大というのは非常に重要な深刻な問題であるといふふうには言いたいものだと思ひます。

ただ、私ども、この金融ビッグバンということを考えましたその基本的な視点は、消費者あるいは投資家のためにこういう改革を実現するんだといふことでござりますので、具体的に所得格差の

問題等を検討したわけではございませんけれども、私どもの視点は、企業のためのということではなくて、投資家、消費者のためにこういう改革を実現するんだと、そういうことでござります。

○吉岡吉典君 もう一つの問題は、そういう貧富の格差とあわせて、イギリスの金融機関、それがどうなつたかということですね。

この間、金融局長はイギリスの政府代表はピッケンは成功だと言つていて、こういうお話をありました。それと、そういうことを言つてゐるにしろ、やはりイギリスのビッグバンは成功であつたという評価で必ずしも一致しているわけであります。

イギリスの新聞、ファイナンシャル・タイムズが昨年十月二十五日号でイギリスのビッグバン十年を振り返つた特集をやつております。恐らく皆さんもお読みになつたことだと思います。これによると、イギリスの十年を振り返つて、ビッグバンで十九世紀の世界の市場におけるイギリスの地位を取り戻そうとしたと。つまり、かつてのイギリスの栄光を取り戻そうとしたと。結果はどうだったか。ビッグバンの十年後、ロンドンのシティは世界の指導的金融センターになつた、しかし、世界市場における十九世紀時代における地位の回復は多くの人にとって苦痛に満ちた犠牲の多いものであつたと、こう書いてゐるわけですね。ですから、多くの人にとって苦痛に満ちた犠牲の多いものだつたと、イギリスの代表的な新聞が書いてゐる。進めた政府は成功だつたと言うかもしれないが、そういうふうな状況。そして、これは今日まで日本語に翻訳がないように、ユーロマーケットで活躍いたしましたから、ビッグバンという大きな名前もつけましたし、痛みを伴つたといつたことも事実でございます。

マーチャントバンクはもう一つイギリスの特殊な存在でございまして、これは今日まで日本語に翻訳がないように、ユーロマーケットで活躍いたしました個人の金持ちが、特殊な金融ビジネス、金融に限りませんけれども、金の売買その他ビジネスをやっておりますけれども、世界の金融の発展の中でそういった特殊な個人形態の事業といふものに限界を感じて、大きな資本を必要とするようになつた、その資本が国内に十分に満たされないということで諸外国の資本を仰いで发展の道を探つておるというのが実態であろうと思いますし、このマーチャントバンクというのはそういう意味では諸外国に例のない特殊な存在でござりますから、日本でしばしばマーチャントバンクがつぶれたので日本の銀行もおかしく

なるのではないかということを言われますけれども、マーチャント銀行は預金を扱つておる金融機関でもございません。特殊な商社でございますので、そういったイギリスの特殊性を考えるべきだらうと思います。

それからもう一点、外国の資本が入つてくるということに関しましては、イギリスは全体として非常に特殊な感じを持つておるよう私思いました。ピッグバン十年ということと同じ期間に、例えばイギリスのホテルでありますとかアパートでありますとか、バブでありますとかあるいは自動車産業でありますとか、あらゆる産業におきましてイギリスは外資の参入を並行的に進めておりまして、事金融だけの特殊な現象ではないと私は理解いたしております。

○吉岡吉典君 イギリスがどう言つてゐるかといふと、そのイギリス内部が分かれているわけですね。イギリスの大蔵省は成功だったと言つておるといふことですけれども、彼らはこういふにも言つておるわけですね。我々は、現在資本の構成には全く関心を持つていないと、英國国民所得が増大し、英國の消費者、企業にメリットがあれば、それでよいのだ。これがおっしゃることだと思ひます。

しかし、そういう考え方でイギリスの国民が一致しているかといふと、そうでない。多くにとつて痛みを伴い、犠牲の多いものだったと、こういふこと。そして、そういう貧富の差を含めた事態が今度の保守党の大敗の原因だといふことも最近私が読む新聞の中でも指摘しているところであります。

その国の金融機関、金融機関といつてもマーチャント銀行ですが、外國資本の支配下に置かれた、それでも構わないんだと、大蔵省の言うように資本の構成には関心がないんだという考え方をもし是とする立場に日本の大蔵省が立たれるとすれば、日本にとつても一体将来日本の金融機関はその資本構成はどうあると関心ないと、金融機関が活性化し、市場が活性化しさえすればいい

ということでは私は困ると思うんですよ。

長野証券局長は衆議院段階の答弁で、大体無条件でイギリスの金融機関は衰退したのではなくて発展したんだという答弁をなさつておるわけですから、やっぱり資本の国籍は問題ないというお考へのようにもとれるわけですが、これイギリスについてのこととか、日本の金融機関はどうあるべきかということにも同じ認識なのかどうなのか、お伺いしておきます。

○政府委員(長野恵士君) 先ほど来申し上げておりますのは、資本と言つた場合に、イギリスの場合に従来資本を持つておったのはだれかということとも考慮を入れる必要があろうかと思ひます。それが全くの特定の個人の、個人企業として持たれておったところからイギリスの市場改革は出發しております。日本の場合には、既に日本の金融市場で活躍します金融機関はすべて、ほとんどと言つていいほど公開された株式会社になつておりますので、もう資本というものが幅広く国民大衆によつて持たれているというところから出発いたしております。

したがいまして、結局その資本を手放すか手放さないかは株式市場においてその株式を日本の企業が持ち続けるかどうかということでありまして、それはもう金融機関に限らず、日本におきましてはすべての産業におきまして外国人がより高い値段で株式を取得することも可能でありますし、また外國が売った場合には外國が売つておるに買収される、こういうことは普通に起こつておることでござりますから、そういうことが日本で起こつておる。アメリカの金融機関が例えばドイツあるいはヨーロッパに買収される、あるいは大陸ヨーロッパのある国で金融機関がほかのところに買収される、こういうことは普通に起こつておることでござりますから、そういうことが日本で起こるわけではございません。ただ、日本的一部分の金融機関に外國資本が入つてくるということは、日本の金融業が外國によって支配されるということでは決してないといふに私ども考えておるわけではございません。ただ、日本的一部分の投資というのは歓迎される側面がございま

は、私はこれは一体どこの国の大蔵省の人が物を言つておるのかという気がしますよ。

ある人が、外為法改正というのはこれ何かといつて、こう言いましたよ、外国のために法律を変えるのかと。そう言わぬかねない議論だと私は思います。大臣、いいんですか、日本の将来、いつのふうに申しあげられますと、何か反論せざるを得ないという感じになりますので。

イギリスの場合は、証券局長が話をしましたようマーチャント銀行という個人企業が資本を必要とした、こういう状況にあつたわけですから、日本の場合に、外為法改正あるいは金融システム改革の結果、外國資本に日本の金融業が支配されてしまうというような結果になるというふうには私も思つております。

ただ、クローバリゼーションの時代でございまさらないかは株式市場においてその株式を日本の企業が持ち続けるかどうかということでありまして、それはもう金融機関に限らず、日本におきましてはすべての産業におきまして外国人がより高い値段で株式を取得することも可能でありますし、また外國が売った場合には外國が売つておるに買収される、こういうことは普通に起こつておることでござりますから、そういうことが日本で起こるわけではございません。ただ、日本的一部分の金融機関に外國資本が入つてくるということは、日本の金融業が外國によって支配されるといふことでは決してないといふに私ども考えておるわけではございます。

そこで、私は話を少しましめまして、大臣にもお伺いしたいんですが、国際化の中で適者生存という言葉がありますと、そういうことを盛んに大臣は強調されました。金融機関の世界もそういうわけあります。新しい基準に参加する場合には必ず痛みを伴うわけでござりますと、こういうふうにおつやつております。自由化、規制緩和による自由競争の激化を活性化の活力源にしよう、こういうことだと思います。

日本経済の未来は、それで本当に大丈夫なのかということを私は考えざるを得ないんですね。長期的ビジョンを持った上でこの方向の打ち出しでなく、こうしなければ空洞化するからといふ、私はきょう午前の答弁聞いていましてもやはり対症療法治的な対応だという感じがしてなりません。

サローはこの本の中で、世界経済の大きな変化に直面している今、「資本主義社会の政府が果たすべき役割は、将来にそなえることだが、今日の政府はそれと正反対のことをやつておる」と。あなた方もサローに言わせれば長期的な将来像を描くのでなく反対のことをやつておる、そういうふうに私は言わざるを得ません。

私は、それであわせて申し上げておきたいのは、競争力の強化、そのためにはコストが低く、それでクローバルスタンダード、こうおっしゃる。日本が今打ち出している、これが終わつたころにはグローバルスタンダードはまた変わつておる、

そういうことだつて私はあり得ると思いますよ。コスト下げの競争に活力を求めるということの中から、どういう二十一世紀の日本の金融機関のあり方を描いておられるのか、お聞きしたい。

○国務大臣(三塚博君) 歴史はとあえて申し上げます。それと激変の時代というものは、鋭く世界の流れを分析し把握すること、これが極めて大事だと思います。取り残されてしまったわということで気がついてスタートを切りましても成果は出ません。一つの例がヨーロッパ、通貨統一を目指して基軸通貨としてユーロを発行してまいると。既に国境がない状態になつておる中で通貨、国家主権をお互い出し合つて、そこでヨーロッパ地域の安定と繁栄、これを期していくたいということに相なつております。やがて二十一世紀は政治統合になるだろう、大きくそこを目指し、争い、戦争のないヨーロッパと、人類の究極の目標に向かつていると見て間違いないと思うのであります。

そういう中で、アメリカ合衆国は、御案内のとおり、双子の赤字を克服しながら全盛期、まさに繁栄の基礎を築きつつあります。問題は、インフレを抑えてインフレなき持続的な安定成長を果たすと、これがアメリカ政府のまた国会の基本的な政治目標であります。御案内のとおり、野党である共和党もそのことにおいては賛成をし、今後健全財政の確立に向けて協調、協力をしようということは御案内のとおりであります。

まさに流れをしつかりと見詰めて、その中で余裕のあるうちにこれに適応できる諸条件を整備していくということ以外にございません。島国であつた我が日本がここまで参りました。それは国際化の波をしつかりと踏まえてスタートを切つたから貿易立国が成功したと思います。そういう中で、非常に痛みを伴うものであります。伴つものは金融界に、世界的潮流に沿つてやり抜くというその気迫、あるとは思いますがれども、まだまだおくれているのではないでしようか。

そういう意味で、第三の開国と申し上げさせて

いただきましたのは、経済人、特にお金は自由に回るわけでございますから、そういう中で意識の転換を図つていただいて、自由主義の根幹はまさに經濟でありますから、經濟の血液は金融でありますから、この金融界がそういうことに対応するためには、こういうことがあります。

フロントランナー、外為法ということにいろいろな御批判もいただいておりますことは承知をいたしておりますが、象徴的な実はお金の見方、価値の見方というものが完全自由化をすることによって共通に流通し合う。円というお金が、經濟大国と言われる実力にふさわしい価値を持ついくことであれば、それに対応する改革が進められていくこと、それをしないという前提で考えますと、ヨーロッパは確実に統一通貨でありますから、ドルとユーロ、まさに世界の基軸通貨であり、我が国の円は一千二兆と今言っておりますけれども、これは地方通貨として日本には通用する、周辺の一部には通用しますけれども、通用しなくなつたときにお金の価値はどうなりましたこと事実であります。

そういう中で、今この改革を前進せしめていくことによりまして、日本がまた世界の三大通貨の位置をしつかりとキープしながら、預金者に対するよりよきサービス、そして諸外国の皆様に対してもその門を全面的に開放することによりまして、両々相まって取り進めさせていただくということが我が国の国益、また国民各位の御期待にこなれることがあります。

○吉岡吉典君 改革は必要なんですよ。改革に反対しているわけじゃない。しかし、改革の理念、そしてまた改革の方向性、これが問題だということを言つていいわけです。重要なことは、規制もない完全な自由化だと、その中から日本経済も世界経済も本当に健全な発展の方向が生み出せるのかどうなのか、これが私は問題だと思いますよ。

私どもは、今必要なことは十九世紀的資本主義

の自由を与えることではなくて、国際的にも国内的にも今の事態を開拓する新しい民主的な規制が必要だと。国連による多国籍企業行動機関の早期成立、国際銀行などの市場での投機を規制するなど、世界経済、日本経済の将来に対するきちつた方向性が生まれてこない、そういうふうに感じざるを得ない。

時間が来ましたので、あとはまたもう一回この続編をやらせてもらうことにして、きょうはここで終わります。

○委員長(松浦孝治君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時十六分散会

平成九年五月二十三日印刷

平成九年五月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F